関西電力
power with heart

証券コード 9503

第95回 定時株主総会

招 集 ご 通 知

日時：2019年6月21日（金曜日）
午前10時

場所：大阪国際交流センター
大阪市天王寺区上本町８丁目２番６号

・開催場所が昨年と異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照のうえ、お間違いのないようお願い申しあげます。
・開会時刻間際には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申しあげます。

議決権行使期限：2019年6月20日（木曜日）
午後5時30分

目 次

第95回定時株主総会招集ご通知		1
事業報告		4
連結計算書類		22
計算書類		24
監査報告書		26
株主総会参考書類		
第1号議案	剰余金の処分の件	31
第2号議案	吸収分割契約承認の件	32
第3号議案	定款の一部変更の件	38
第4号議案	取締役全員任期満了につき13名選任の件	39
第5号議案	監査役全員任期満了につき７名選任の件	49
第6号議案から第26号議案まで	株主からのご提案	54
議決権の行使についてのご案内		69
株主総会会場ご案内		裏表紙

関西電力株式会社

証券コード　9503
2019年６月３日

株　主　各　位

大阪市北区中之島３丁目６番16号
関西電力株式会社
取締役会長　八　木　　誠

第95回定時株主総会招集ご通知

拝啓　株主のみなさまには、平素から格別のご高配を賜わり厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第95回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申しあげます。
　なお、議決権の行使につきましては、69頁から70頁に記載の「議決権の行使についてのご案内」をご確認のうえ行っていただきますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　時　**2019年６月21日（金曜日）　午前10時**
２．場　所　大阪市天王寺区上本町８丁目２番６号
大阪国際交流センター
３．目的事項
報告事項
1. 2018年度（2018年４月１日から2019年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 2018年度（2018年４月１日から2019年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項
〈会社提案（第１号議案から第５号議案まで）〉
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　吸収分割契約承認の件
第３号議案　定款の一部変更の件
第４号議案　取締役全員任期満了につき13名選任の件
第５号議案　監査役全員任期満了につき７名選任の件

〈株主（35名）からのご提案（第６号議案から第９号議案まで）〉

第６号議案　定款一部変更の件（1）
第７号議案　定款一部変更の件（2）
第８号議案　定款一部変更の件（3）
第９号議案　定款一部変更の件（4）

〈株主（95名）からのご提案（第10号議案から第17号議案まで）〉

第10号議案　剰余金処分の件
第11号議案　取締役解任の件
第12号議案　定款一部変更の件（1）
第13号議案　定款一部変更の件（2）
第14号議案　定款一部変更の件（3）
第15号議案　定款一部変更の件（4）
第16号議案　定款一部変更の件（5）
第17号議案　定款一部変更の件（6）

〈株主（２名）からのご提案（第18号議案から第21号議案まで）〉

第18号議案　定款一部変更の件（1）
第19号議案　定款一部変更の件（2）
第20号議案　定款一部変更の件（3）
第21号議案　定款一部変更の件（4）

〈株主（１名）からのご提案（第22号議案から第25号議案まで）〉

第22号議案　定款一部変更の件（1）
第23号議案　定款一部変更の件（2）
第24号議案　定款一部変更の件（3）
第25号議案　定款一部変更の件（4）

〈株主（１名）からのご提案（第26号議案）〉

第26号議案　定款一部変更の件

〔上記の会社提案（第１号議案から第５号議案まで）および株主からのご提案（第６号議案から第26号議案まで）にかかる議案の内容等は31頁から68頁に記載のとおりであります。〕

以　上

・次の事項につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（ https://www.kepco.co.jp/ir/stockholder/meeting/index.html ）に掲載しており、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
① 事業報告の「５．取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制およびその運用状況」
② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

・上記の事項につきましては、監査役および会計監査人が監査報告を作成するに際し、監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。

・株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（ https://www.kepco.co.jp/ ）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

2018年４月１日から
2019年３月31日まで

１．企業集団の現況に関する事項

(1)　事業の経過およびその成果

2018年度の当社グループは、さらなる成長の実現を目指した「関西電力グループ中期経営計画（2016-2018）」の達成に向け、グループの総力を結集して取り組んでまいりました。

当年度の連結収支の状況については、収入面では、電気事業において、小売販売電力量が増加したものの、電気料金の値下げなどにより、電灯電力料収入が減少しましたが、地帯間・他社販売電力料が増加したことに加え、ガス事業や情報通信事業の売上高が増加したことなどから、売上高（営業収益）は３兆3,076億円となりました。これに営業外収益を加えた経常収益合計は前年度を1,906億円上回り、３兆3,601億円となりました。一方、支出面では、経営効率化により徹底した諸経費の節減に努めたことに加え、原子力プラントの運転再開による費用の低減効果があったものの、小売販売電力量および地帯間・他社販売電力量が増加したことや燃料価格が上昇したことなどから、経常費用合計は前年度にくらべて2,041億円増加し、３兆1,565億円となりました。この結果、経常利益は2,036億円となりました。

また、昨年の台風21号に伴う災害により128億円、ならびに国際事業の投資案件における損失により180億円を特別損失に計上いたしました。以上の結果、親会社株主に帰属する当期純利益は1,150億円となりました。

当年度の期末配当については、業績が４期連続の黒字となり、財務体質が改善しつつあることや、2019年度以降の収支状況など、経営環境を総合的に勘案し、１株当たり25円といたしたいと存じます。

事業別の業績については、次のとおりであります。

ａ．電気事業

原子力プラントについては、2017年に本格運転を再開した高浜発電所３、４号機に続き、大飯発電所３号機は昨年４月、大飯発電所４号機は昨年６月にそれぞれ本格運転を再開しました。この大飯発電所３、４号機の本格運転の再開を受け、昨年７月から、関西のお客さまの電気料金を平均で5.36％値下げいたしました。

運転を再開した原子力プラントについては、今後とも、安全・安定運転に努めてまいります。

運転期間延長の認可をいただきました高浜発電所１、２号機および美浜発電所３号機については、安全を最優先に、再稼動に向けた工事を進めているところであります。

なお、特定重大事故等対処施設については、早期完成に向けて引き続き最大限の努力を継続してまいります。

廃止措置計画の認可をいただきました美浜発電所１、２号機については、廃止措置工事を実施しているところであります。また、大飯発電所１、２号機については、昨年11月に廃止措置計画の認可申請を行い、原子力規制委員会の審査を受けているところであります。

当年度の小売販売電力量は、電灯分野において需要数の減少などがあったものの、電力分野において契約電力が増加したことなどから、1,178億3千万キロワット時と前年度にくらべて2.2％の増加となりました。その内訳を見ますと、「電灯」については、376億７千万キロワット時と前年実績を9.8％下回りました。また、「電力」については、801億５千万キロワット時と前年実績を9.1％上回りました。

売上高については、小売販売電力量が増加したものの、電気料金の値下げなどにより、電灯電力料収入が減少しましたが、地帯間・他社販売電力料が増加したことなどから、前年度にくらべて721億円増加し、２兆6,683億円となりました。

一方、支出面では、経営効率化により徹底した諸経費の節減に努めたことに加え、原子力プラントの運転再開による費用の低減効果があったものの、小売販売電力量および地帯間・他社販売電力量が増加したことや燃料価格が上昇したことなどから、営業費用が増加しました。この結果、営業利益は前年度とくらべて297億円減少し、1,405億円となりました。

b．ガス・その他エネルギー事業

売上高については、ガス事業においてガス販売量が増加したことや、ガス販売価格が上昇したことなどから、前年度にくらべて695億円増加し、2,108億円となりました。

一方、支出面では、ガス事業費用が増加したことなどから、営業費用が増加しました。

この結果、営業損失は44億円と、前年度にくらべて54億円の減益となりました。

c．情報通信事業

売上高については、ＦＴＴＨサービス「ｅｏ光」や携帯電話サービス「ｍｉｎｅｏ（マイネオ）」、電力小売サービス「ｅｏ電気」の加入者が増加したことなどから、前年度にくらべて145億円増加し、2,177億円となりました。

一方、支出面で、徹底したコスト削減に努めたものの、売上の増加に伴い営業費用が増加しました。

この結果、営業利益は前年度にくらべて62億円増加し、325億円となりました。

d．その他の事業

売上高については、不動産事業における住宅事業分野およびビル事業分野での売上の増加や、当社グループ外からの工事の受注の増加などから、前年度にくらべて176億円増加し、2,107億円となりました。

一方、支出面で、徹底したコスト削減に努めたものの、売上の増加に伴い営業費用が増加しました。

この結果、営業利益は前年度にくらべて82億円増加し、386億円となりました。

売上高（連結）

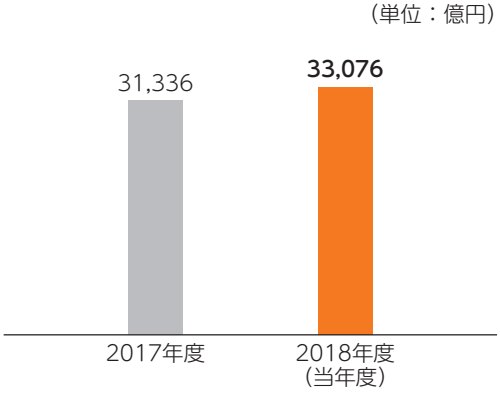

経常利益（連結）

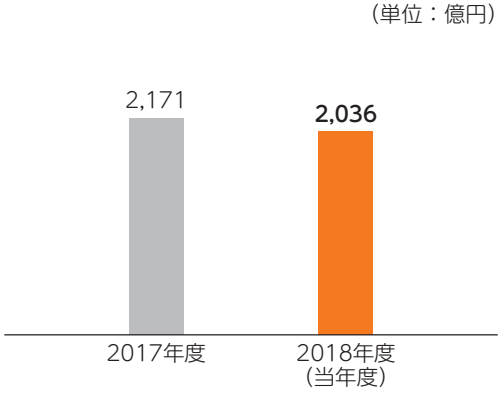

親会社株主に帰属する当期純利益（連結）

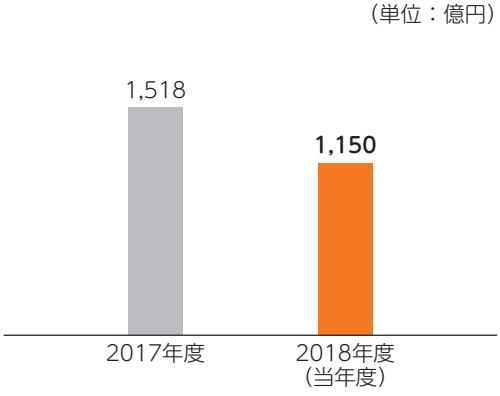

小売販売電力量

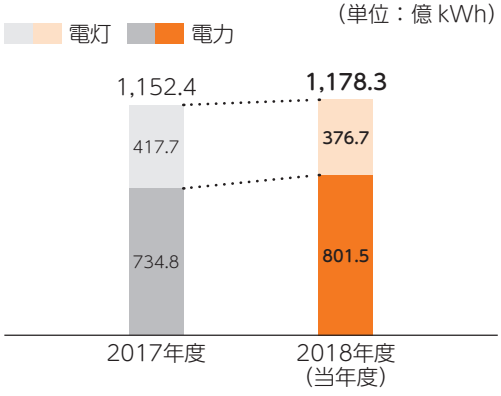

⑵ 対処すべき課題

当社グループは、本年３月に策定した「関西電力グループ中期経営計画（2019-2021）」のもと、厳しい競争に打ち勝つための取組みを徹底し、エネルギー分野における日本のリーディングカンパニーとして飛躍を遂げるとともに、あらゆる領域で、社会課題、環境性、技術革新の動きにしっかりと向き合い、様々な課題解決に貢献し、「持続可能な未来社会の実現を支える共通基盤」の主要な担い手として、お客さまと社会のお役に立ち続けることを目指してまいります。

この中期経営計画では、引き続き、「安全最優先」と「社会的責任の全う」を経営の基軸に位置づけ、安全・安定供給の責務を果たしつつ、人材育成をはじめ経営基盤の強化に取り組んでまいります。なかでも、安全・安定供給については、昨年の台風21号の教訓なども踏まえ、レジリエンスの強化を進めてまいります。

そのうえで、原子力プラントの安全・安定運転を継続し、高浜発電所１、２号機、美浜発電所３号機の再稼動を安全最優先で着実に進めていくとともに、国内外で再生可能エネルギーの開発・活用をさらに積極的に推進し、「低炭素」のリーディングカンパニーとして、環境負荷の低減に取り組んでまいります。

また、お客さまや社会のみなさまのニーズが多様化する中、オール電化や電気・ガス・グループサービスを組み合わせたご提案のほか、お客さまのお役に立つ様々なサービスの拡充などを通じて、「安心・快適・便利」で経済的なエネルギーサービスを幅広くお届けしてまいります。

さらに、グループの総合力を活かし、イノベーションを加速することで、新たな事業・サービスを創出し、お客さまや社会の課題解決に幅広く貢献してまいります。

そして、これらの取組みを推進する原動力として、デジタル技術の活用による企業変革「デジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）」を実現し、生産性の飛躍的向上や、新たな価値の創出に取り組んでまいります。

あわせて、来年４月の送配電事業の法的分離に対しても、円滑に実施できるよう的確に対応してまいります。

当社グループは、これらの施策を着実に実行することで、企業価値の増大を図り、株主のみなさまのご期待にお応えできるよう全力を尽くしてまいります。

株主のみなさまにおかれましては、引き続き、ご理解とご支援を賜わりますようお願い申しあげます。

関西電力グループ中期経営計画（2019－2021）

私たちの「目指す姿」

エネルギー分野における日本のリーディングカンパニーとして、さらには
「持続可能な未来社会の実現を支える共通基盤」の主要な担い手として、
お客さまと社会のお役に立ち続ける

取組みの方向性

環境変化 ＋ 当社グループのこれまでの強み ▶ これからの取組み方向性

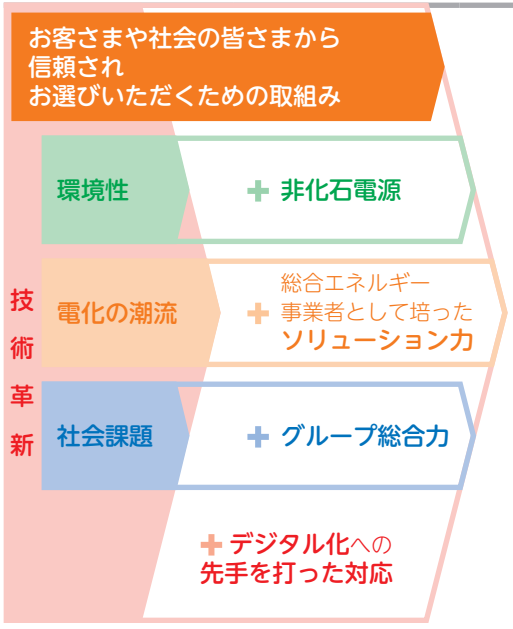

「安全最優先」と「社会的責任の全う」
- 安全・安定供給の責務を果たします。
- 経営基盤の強化に取り組みます。

① **「低炭素」のリーディングカンパニー**として、気候変動問題への対応をはじめ、環境負荷の低減に取り組みます。

② これまで培ったソリューション力を活かして、**「安心・快適・便利」で経済的**なエネルギーサービスを幅広くお届けします。

③ グループ総合力を発揮して新たな事業・サービスを創出し、**お客さまや社会の幅広い課題の解決に貢献**します。

上記取組み推進の**原動力**

④ 新たな価値の創出に向けて、**デジタルトランスフォーメーション（DX）**を実現します。

財務目標

	2019～2021年度	2028年度
経常利益	3ヵ年平均 2,000億円 以上	3,000億円 以上
自己資本比率	20% 以上	30% 以上
ROA	3ヵ年平均 3.0% 以上	4.0% 以上

⑶ 設備投資の状況

a．設備投資額

電気事業	3,663億円
ガス・その他エネルギー事業	245億円
情報通信事業	390億円
その他の事業	637億円
内部取引消去	△ 84億円
設備投資総額	4,852億円

b．主な設備の新増設工事等

		発電設備	送変電設備
継続中	設備更新	〔水　力〕 丸山発電所　(151,000kW)	―――

⑷ 資金調達の状況

a．社　債

発行額	償還額
3,100億円	2,906億円

b．借入金

借入額	返済額
6,455億円	6,284億円

c．コマーシャル・ペーパー

発行額	償還額
6,250億円	5,090億円

(5) 財産および損益の状況の推移

区　　分	2015年度 (第92期)	2016年度 (第93期)	2017年度 (第94期)	2018年度 (当期)
売上高 (営業収益)	32,459億円	30,113億円	31,336億円	33,076億円
経常利益	2,416億円	1,961億円	2,171億円	2,036億円
親会社株主に帰属する当期純利益	1,408億円	1,407億円	1,518億円	1,150億円
1株当たり当期純利益	157.59円	157.58円	170.01円	128.83円
総資産	74,124億円	68,531億円	69,850億円	72,573億円

(注) 1．2015年度は、電気料金の値上げを行ったものの、燃料費調整単価が低下したことなどから、売上高は減少いたしました。一方、燃料価格の下落に伴い、火力燃料費が減少したことなどから、経常費用が減少し、経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益を計上いたしました。

2．2016年度は、燃料費調整単価が低下したことなどから、売上高は減少いたしました。一方、燃料価格の下落に伴い、火力燃料費が減少したことなどから、経常費用が減少し、経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益を計上いたしました。

3．2017年度は、小売販売電力量の減少や電気料金の値下げの影響があったものの、託送収益や他社販売電力料の増加に加え、ガス事業や情報通信事業が拡大したことなどにより、売上高は増加いたしました。また、燃料価格が上昇したことなどによる経常費用の増加があったものの、経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益は増加いたしました。

4．2018年度は、電気料金の値下げの影響があったものの、地帯間・他社販売電力量の増加などにより、売上高は増加いたしました。一方、地帯間・他社販売電力量の増加や燃料価格の上昇などにより、経常費用が増加し、経常利益は減少いたしました。また、災害による損失、関係会社投資損失を特別損失に計上したことなどから、親会社に帰属する当期純利益は減少いたしました。

⑹ 重要な子会社および関連会社の状況

会　社　名	資　本　金	出資比率	主要な事業内容
株式会社ケイ・オプティコム	330.0億円	100.0%	電気通信事業（個人向インターネット接続サービス、法人向通信サービス）、有線一般放送事業、小売電気事業、電気通信設備の賃貸
株式会社関電エネルギーソリューション	152.0	100.0	ガス販売代行、ユーティリティ（電気・熱源）設備の建設・保有を含めた運転保全サービス、電気事業
関電不動産開発株式会社	8.1	100.0	不動産の分譲、賃貸、管理、不動産投資顧問業
株式会社かんでんエンジニアリング	7.8	100.0	電力流通・電気・情報通信設備の保全、工事
株式会社日本ネットワークサポート	4.1	80.5	配電資機材の製造、販売
関電プラント株式会社	3.0	100.0	火力・原子力発電設備の保全、工事
株式会社ニュージェック	2.0	84.0	土木・建築等に関する調査・設計・工事監理
株式会社関電パワーテック	1.0	100.0	火力・原子力発電設備の運転・保守管理、産業廃棄物の処理・再生利用、石炭灰・資機材等の販売
関電ファシリティーズ株式会社	1.0	100.0	オフィスビル・商業施設・病院等の施設管理、駐車場運営管理
株式会社環境総合テクノス	1.0	100.0	環境・土木・建築に関する調査、分析、コンサルティング、工事
関電システムソリューションズ株式会社	0.9	100.0	情報システムの企画、設計、構築、保守運用管理および情報システムに関するコンサルティング
関電サービス株式会社	0.7	100.0	電力営業・配電・用地・広報業務の受託、電柱広告

会　社　名	資　本　金	出資比率	主要な事業内容
株式会社関電Ｌ＆Ａ	0.3億円	100.0%	リース、自動車整備、保険代理店
Kansai Electric Power Australia Pty Ltd	3.91 (億アメリカドル)	100.0	オーストラリアにおけるプルートＬＮＧプロジェクトの開発・操業・管理
＊日本原燃株式会社	4,000.0	16.6	ウラン濃縮事業、再処理事業、廃棄物管理事業、廃棄物埋設事業
＊株式会社きんでん	264.1	33.7	電気・情報通信・環境関連工事
＊株式会社エネゲート	4.9	49.0	電力量計の製造、販売、修理、取替および電気制御機器の製造、販売
＊ San Roque Power Corporation	0.18 (億フィリピンペソ)	50.0	フィリピンにおける水力発電事業

（注）１．総合エネルギー事業の競争力強化と情報通信事業のさらなる成長を図るため、2019年４月１日に組織再編を行い、株式会社ケイ・オプティコムは株式会社オプテージに、関電システムソリューションズ株式会社は株式会社関電システムズに、それぞれ社名を変更しております。
２．＊印は持分法適用の関連会社であり、他は全て連結子会社であります。
３．出資比率には、間接所有分を含んでおります。

⑺　主要な事業内容

当社グループは、電気やガス、ユーティリティサービスなどの総合的なエネルギー・ソリューションを提供する「総合エネルギー・送配電事業」、総合的な情報通信サービスを提供する「情報通信事業」、不動産関連サービスや生活関連サービスの提供を行う「不動産・暮らし事業」等の事業を展開しております。

⑻ 主要な事業所等

ａ．当社の主要な事業所および発電所

(a) 事業所

本店（大阪府大阪市）、原子力事業本部（福井県三方郡美浜町）

(b) 発電所

区　　分	発電所名	所在地
水力発電所 （出力100,000ｋW以上）	喜撰山	京都府
	奥吉野	奈良県
	大河内、奥多々良木	兵庫県
	木曽、読書	長野県
	丸山、下小鳥	岐阜県
	新黒部川第三、音沢、黒部川第四	富山県
火力発電所 （出力1,000,000ｋW以上）	堺港、南港、多奈川第二	大阪府
	舞鶴	京都府
	海南、御坊	和歌山県
	姫路第一、姫路第二、相生、赤穂	兵庫県
原子力発電所	美浜、高浜、大飯	福井県
太陽光発電所 （出力10,000ｋW以上）	堺太陽光	大阪府

b．重要な子会社の本店所在地

会　社　名	本店所在地
株式会社ケイ・オプティコム	大阪府大阪市
株式会社関電エネルギーソリューション	
関電不動産開発株式会社	
株式会社かんでんエンジニアリング	
株式会社日本ネットワークサポート	
関電プラント株式会社	
株式会社ニュージェック	
株式会社関電パワーテック	
関電ファシリティーズ株式会社	
株式会社環境総合テクノス	
関電システムソリューションズ株式会社	
関電サービス株式会社	
株式会社関電Ｌ＆Ａ	
Kansai Electric Power Australia Pty Ltd	オーストラリア 西オーストラリア州 パース市

⑼　使用人の状況

区　　分	使用人数	前年度末比増減
電気事業	18,823名	−364名
ガス・その他エネルギー事業	669	32
情報通信事業	3,595	346
その他の事業	9,510	56
合　　計	32,597	70

（注）使用人数は就業人員であり、休職者等を除いております。

⑽ 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社日本政策投資銀行	4,033億円
株式会社みずほ銀行	2,824
株式会社三菱UFJ銀行	2,616
株式会社三井住友銀行	2,013
三井住友信託銀行株式会社	1,551
日本生命保険相互会社	1,905

2．会社の株式に関する事項

⑴ **発行可能株式総数** 17億8,405万9,697株

⑵ **発行済株式の総数** 9億3,873万3,028株

⑶ **株主数** 27万9,489名

⑷ **大株主**

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
大阪市	68,287千株	7.64%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	44,831	5.02
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	37,189	4.16
日本生命保険相互会社	32,611	3.65
神戸市	27,351	3.06
関西電力持株会	18,599	2.08
株式会社みずほ銀行	17,378	1.94
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	16,010	1.79
大阪市高速電気軌道株式会社	15,461	1.73
JP MORGAN CHASE BANK 385151	11,289	1.26

（注）出資比率は、自己株式（45,128,186株）を控除して計算しております。

3．会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地　　位	氏　　名	担　　当	重要な兼職の状況
＊取締役会長	八木　　誠		エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社社外取締役 日本生命保険相互会社社外取締役 公益社団法人関西経済連合会副会長
＊取締役社長	岩根茂樹		田辺三菱製薬株式会社社外取締役
＊取締役 副社長執行役員	豊松秀己	原子力事業本部長	
＊取締役 副社長執行役員	土井義宏	送配電カンパニー長、 行為規制担当、 業務全般	日立造船株式会社社外監査役
＊取締役 副社長執行役員	森本　　孝	経営企画室、 エネルギー・環境企画室、 中間貯蔵推進担当	東洋テック株式会社社外取締役
＊取締役 副社長執行役員	井上富夫	人財・安全推進室担当、 立地室担当、 業務全般	株式会社かんでんエルハート取締役社長 社会福祉法人かんでん福祉事業団理事長
＊取締役 副社長執行役員	彌園豊一	営業本部長	
取締役 常務執行役員	杉本　　康	調達本部長、 原子燃料サイクル室担当（サイクル事業）、 経理室担当	

地　　位	氏　　名	担　　当	重要な兼職の状況
取締役 常務執行役員	大石富彦	水力事業本部長、 研究開発室担当、 土木建築室担当	
取締役 常務執行役員	島本恭次	火力事業本部長	
取締役 常務執行役員	稲田浩二	エネルギー・環境企画室担当 （エネルギー企画）、 電力需給・取引推進室担当、 ＩＴ戦略室担当	
取締役	井上礼之		ダイキン工業株式会社取締役会長兼グローバルグループ代表執行役員 阪急阪神ホールディングス株式会社社外取締役 公益社団法人関西経済連合会副会長
取締役	沖原隆宗		株式会社三菱ＵＦＪ銀行特別顧問 損害保険ジャパン日本興亜株式会社社外監査役 株式会社オービックビジネスコンサルタント社外取締役
取締役	小林哲也		近鉄グループホールディングス株式会社取締役会長 近畿日本鉄道株式会社取締役会長 近鉄不動産株式会社取締役会長 株式会社きんえい取締役 三重交通グループホールディングス株式会社社外取締役 株式会社近鉄エクスプレス社外取締役 株式会社近鉄百貨店取締役会長 ＫＮＴ－ＣＴホールディングス株式会社取締役会長 公益社団法人関西経済連合会副会長

地　　位	氏　　名	担　　当	重要な兼職の状況
常任監査役	八　嶋　康　博	（常勤）	株式会社きんでん社外監査役
常任監査役	田　村　康　生	（常勤）	
常任監査役	樋　口　幸　茂	（常勤）	
監　査　役	土　肥　孝　治		弁護士
監　査　役	槇　村　久　子		京都女子大学宗教・文化研究所客員研究員 一般財団法人大阪市男女共同参画のまち創生協会理事長 関西大学客員教授 積水ハウス株式会社社外監査役
監　査　役	十　市　　勉		一般財団法人日本エネルギー経済研究所参与
監　査　役	大　坪　文　雄		パナソニック株式会社特別顧問 帝人株式会社社外取締役

（注）1．＊印は代表取締役であります。
2．取締役井上礼之、取締役沖原隆宗および取締役小林哲也の各氏は、社外取締役であります。
3．監査役土肥孝治、監査役槇村久子、監査役十市勉および監査役大坪文雄の各氏は、社外監査役であります。
4．当社は、社外取締役および社外監査役全員を、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し、届け出ております。
5．常任監査役田村康生氏は、当社経理室マネジャーおよび執行役員経理室長を歴任するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6．取締役小林哲也氏は、2019年５月23日付をもって株式会社近鉄百貨店の取締役会長から取締役に就任しております。
7．監査役槇村久子氏は、2019年３月31日付をもって関西大学客員教授を退任しております。
8．社外取締役および社外監査役の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額【百万円】	報酬等の種類別の総額【百万円】			対象となる役員の員数【人】(注2)
		基本報酬	業績連動報酬	株式報酬(注1)	
取締役（社外取締役を除く）	542	454	65	23	13
監査役（社外監査役を除く）	116	116	－	－	3
社外取締役	27	27	－	－	3
社外監査役	37	37	－	－	4

（注１）株式報酬の金額は、当該事業年度の費用計上額を記載しております。
（注２）対象となる役員の員数には、第94回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役２名を含めております。
なお、株式報酬については、対象となる役員の員数は11名です。

(3) 取締役および監査役の報酬等の決定に関する方針

取締役の報酬については、取締役の報酬等に関する客観性・透明性の向上を目的に、独立社外取締役が過半数を占める人事・報酬等諮問委員会を設置し、同委員会の適切な関与・助言を得たうえで取締役会にて決定しております。

取締役の報酬は、企業業績と企業価値の持続的な向上に資するよう、各取締役の地位等に応じて求められる職責などを勘案した基本報酬に加えて、短期インセンティブ報酬としての業績連動報酬および中長期インセンティブ報酬としての株式報酬で構成しております。このうち、業績連動報酬の割合は、報酬総額の１割を目安として設定しております。

なお、社外取締役の報酬は基本報酬のみとしております。

監査役の報酬は、取締役の職務執行を監査する立場にあることを勘案し、独立性を高める観点から、月例の基本報酬のみで構成しており、監査役の協議により決定しております。

(4) 当事業年度における社外役員の主な活動状況

区　分	氏　名	当事業年度における主な活動状況
社外取締役	井　上　礼　之	当事業年度に開催した取締役会12回のうち11回に出席し、主に企業経営者としての見地から発言を行っております。
社外取締役	沖　原　隆　宗	当事業年度に開催した取締役会12回の全てに出席し、主に金融機関の経営者としての見地から発言を行っております。
社外取締役	小　林　哲　也	当事業年度に開催した取締役会12回の全てに出席し、主に企業経営者としての見地から発言を行っております。

区　分	氏　名	当事業年度における主な活動状況
社外監査役	土肥孝治	当事業年度に開催した取締役会12回のうち11回、また監査役会15回のうち14回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
社外監査役	槇村久子	当事業年度に開催した取締役会12回のうち11回、また監査役会15回のうち14回に出席し、学識経験者としての幅広い見地から発言を行っております。
社外監査役	十市勉	当事業年度に開催した取締役会12回および監査役会15回の全てに出席し、エネルギー経済・エネルギー政策の研究者としての見地から発言を行っております。
社外監査役	大坪文雄	当事業年度に開催した取締役会12回および監査役会15回の全てに出席し、主に企業経営者としての見地から発言を行っております。

⑸　責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項および定款の規定により、社外取締役および社外監査役との間で、会社法第423条第１項の責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

４．会計監査人の状況

⑴　会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

⑵　当事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額

ａ．当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額　124百万円

ｂ．当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　307百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、ａの金額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の当事業年度の監査計画や報酬見積りなどの相当性を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

３．当社の重要な子会社である、関電プラント株式会社の計算関係書類の監査は、監査法人浩陽会計社が、Kansai Electric Power Australia Pty Ltdの計算関係書類の監査は、Deloitte Touche Tohmatsuが行っております。

⑶ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）である「環境情報開示改善に関する助言業務」等を委託し対価を支払っております。

⑷ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

ａ．会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当し、会計監査人の解任を相当と判断した場合には、監査役会は、監査役全員の同意により、会計監査人を解任します。

ｂ．会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当し、または会計監査人としての信頼を損なう事情があることその他の事由により、会計監査人の解任または不再任を相当と判断した場合には、監査役会は、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定します。

連結貸借対照表

2019年3月31日現在

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
固定資産	**6,426,676**	**固定負債**	**4,062,102**
電気事業固定資産	**3,175,092**	社債	1,060,282
水力発電設備	287,637	長期借入金	1,864,563
汽力発電設備	374,364	退職給付に係る負債	369,472
原子力発電設備	390,501	資産除去債務	501,354
送電設備	790,303	繰延税金負債	1,831
変電設備	407,612	その他の固定負債	264,598
配電設備	803,893	**流動負債**	**1,633,925**
業務設備	100,211	1年以内に期限到来の固定負債	532,364
その他の電気事業固定資産	20,567	短期借入金	146,096
その他の固定資産	**827,236**	コマーシャル・ペーパー	270,000
固定資産仮勘定	**709,077**	支払手形及び買掛金	125,429
建設仮勘定及び除却仮勘定	579,917	未払税金	66,875
原子力廃止関連仮勘定	73,025	災害復旧費用引当金	2,104
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	56,134	その他の流動負債	491,055
核燃料	**506,278**	**引当金**	**28,389**
装荷核燃料	69,576	渇水準備引当金	28,389
加工中等核燃料	436,702	**負債合計**	**5,724,417**
投資その他の資産	**1,208,991**		
長期投資	337,233	**株主資本**	**1,438,839**
関係会社長期投資	456,672	**資本金**	**489,320**
繰延税金資産	372,906	**資本剰余金**	**66,656**
その他の投資等	44,650	**利益剰余金**	**979,669**
貸倒引当金(貸方)	△ 2,471	**自己株式**	**△ 96,806**
流動資産	**830,687**	**その他の包括利益累計額**	**75,404**
現金及び預金	180,628	**その他有価証券評価差額金**	**82,937**
受取手形及び売掛金	312,519	**繰延ヘッジ損益**	**△ 9,514**
たな卸資産	163,937	**為替換算調整勘定**	**9,015**
その他の流動資産	176,133	**退職給付に係る調整累計額**	**△ 7,034**
貸倒引当金(貸方)	△ 2,531	**非支配株主持分**	**18,702**
		純資産合計	**1,532,946**
合計	**7,257,363**	**合計**	**7,257,363**

連結損益計算書

2018年４月１日から
2019年３月31日まで

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
営業費用	**3,102,807**	**営業収益**	**3,307,661**
電気事業営業費用	2,536,281	電気事業営業収益	2,668,312
その他事業営業費用	566,526	その他事業営業収益	639,349
営業利益	**(204,853)**		
営業外費用	**53,707**	**営業外収益**	**52,490**
支払利息	30,430	受取配当金	11,324
その他の営業外費用	23,276	受取利息	2,306
		固定資産売却益	17,941
		持分法による投資利益	11,671
		その他の営業外収益	9,244
当期経常費用合計	**3,156,515**	**当期経常収益合計**	**3,360,151**
当期経常利益	**203,636**		
渇水準備金引当又は取崩し	**△ 558**		
渇水準備引当金取崩し（貸方）	△ 558		
特別損失	**30,922**		
災害による損失	12,828		
関係会社投資損失	18,093		
税金等調整前当期純利益	**173,272**		
法人税等	**57,530**		
法人税等	27,210		
法人税等調整額	30,319		
当期純利益	**115,742**		
非支配株主に帰属する当期純利益	**664**		
親会社株主に帰属する当期純利益	**115,077**		

貸借対照表

2019年３月31日現在

資産の部 科目	金額
	百万円
固定資産	**5,893,261**
電気事業固定資産	**3,259,676**
水力発電設備	292,684
汽力発電設備	375,660
原子力発電設備	397,918
内燃力発電設備	3,514
新エネルギー等発電設備	1,049
送電設備	804,239
変電設備	414,333
配電設備	852,941
業務設備	101,316
貸付設備	16,017
附帯事業固定資産	**17,042**
事業外固定資産	**6,426**
固定資産仮勘定	**698,284**
建設仮勘定	566,132
除却仮勘定	2,991
原子力廃止関連仮勘定	73,025
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	56,134
核燃料	**506,278**
装荷核燃料	69,576
加工中等核燃料	436,702
投資その他の資産	**1,405,552**
長期投資	198,521
関係会社長期投資	870,779
長期前払費用	26,171
繰延税金資産	310,478
貸倒引当金（貸方）	△ 398
流動資産	**511,310**
現金及び預金	125,522
売掛金	235,698
諸未収入金	23,249
貯蔵品	68,544
前払費用	1,702
関係会社短期債権	41,456
雑流動資産	17,118
貸倒引当金（貸方）	△ 1,981
合計	**6,404,571**

負債及び純資産の部 科目	金額
	百万円
固定負債	**3,827,502**
社債	1,060,000
長期借入金	1,670,103
長期未払債務	5,534
未払使用済燃料再処理等拠出金	10,900
リース債務	49
関係会社長期債務	72,115
退職給付引当金	334,360
資産除去債務	493,275
雑固定負債	181,163
流動負債	**1,573,581**
１年以内に期限到来の固定負債	466,496
短期借入金	130,000
コマーシャル・ペーパー	270,000
買掛金	64,986
未払金	50,244
未払費用	230,434
未払税金	52,804
預り金	29,161
関係会社短期債務	208,848
諸前受金	64,361
災害復旧費用引当金	1,301
雑流動負債	4,941
引当金	**28,389**
渇水準備引当金	28,389
負債合計	**5,429,473**
株主資本	**925,132**
資本金	**489,320**
資本剰余金	**67,031**
資本準備金	67,031
利益剰余金	**465,469**
利益準備金	40,729
その他利益剰余金	424,740
海外投資等損失準備金	43
繰越利益剰余金	424,696
自己株式	**△ 96,689**
評価・換算差額等	**49,965**
その他有価証券評価差額金	50,476
繰延ヘッジ損益	△ 510
純資産合計	**975,097**
合計	**6,404,571**

損　益　計　算　書

2018年４月１日から
2019年３月31日まで

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
営業費用	**2,663,203**	**営業収益**	**2,797,191**
電気事業営業費用	**2,548,293**	**電気事業営業収益**	**2,688,870**
水力発電費	57,811	電灯料	899,541
汽力発電費	621,685	電力料	1,312,728
原子力発電費	314,269	地帯間販売電力料	12,532
内燃力発電費	1,698	他社販売電力料	137,682
新エネルギー等発電費	470	託送収益	130,640
地帯間購入電力料	11,991	事業者間精算収益	2,627
他社購入電力料	504,883	再エネ特措法交付金	162,518
送電費	140,557	電気事業雑収益	29,164
変電費	72,250	貸付設備収益	1,434
配電費	209,520		
販売費	78,585		
貸付設備費	527		
一般管理費	144,382		
接続供給託送料	12,190		
原子力廃止関連仮勘定償却費	5,307		
再エネ特措法納付金	294,271		
使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分	1,011		
電源開発促進税	51,663		
事業税	25,448		
電力費振替勘定（貸方）	△ 234		
附帯事業営業費用	**114,909**	**附帯事業営業収益**	**108,320**
蒸気供給事業営業費用	296	蒸気供給事業営業収益	439
ガス供給事業営業費用	110,820	ガス供給事業営業収益	101,391
燃料販売事業営業費用	238	燃料販売事業営業収益	236
その他附帯事業営業費用	3,554	その他附帯事業営業収益	6,253
営業利益	**(133,988)**		
営業外費用	**30,078**	**営業外収益**	**26,604**
財務費用	**27,487**	**財務収益**	**16,697**
支払利息	26,568	受取配当金	15,490
社債発行費	918	受取利息	1,207
事業外費用	**2,591**	**事業外収益**	**9,906**
固定資産売却損	59	固定資産売却益	2,996
雑損失	2,532	雑収益	6,910
当期経常費用合計	**2,693,282**	**当期経常収益合計**	**2,823,795**
当期経常利益	**130,513**		
渇水準備金引当又は取崩し	△ **558**		
渇水準備引当金取崩し（貸方）	△ 558		
特別損失	**10,280**		
財産偶発損	20		
災害特別損失	10,260		
税引前当期純利益	**120,791**		
法人税等	**33,356**		
法人税等	487		
法人税等調整額	32,868		
当期純利益	**87,435**		

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2019年５月８日

関西電力株式会社
取 締 役 会　御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　新　免　和　久　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　関　口　浩　一　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　樋　野　智　也　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、関西電力株式会社の2018年４月１日から2019年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、関西電力株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2019年５月８日

関西電力株式会社
　取 締 役 会　　御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　新　免　和　久　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　関　口　浩　一　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　樋　野　智　也　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、関西電力株式会社の2018年４月１日から2019年３月31日までの第95期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、会社は、2019年４月25日の取締役会決議により、2020年４月１日（予定）に一般送配電事業を会社分割の方法によって「関西電力送配電株式会社」に承継させることとし、同日付で、同社との間で吸収分割契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2018年４月１日から2019年３月31日までの2018年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

１．監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規則に準拠し、監査の方針、監査計画および職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人、有限責任監査法人トーマツ等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。あわせて、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項および第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づく体制（内部統制システム）の構築および運用の状況を監視および検証しました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人から随時その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該年度に係る事業報告およびその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）ならびに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討しました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

一．事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二．取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三．内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　連結計算書類の監査結果

会計監査人　有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は、相当であると認めます。

⑶　計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人　有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は、相当であると認めます。

2019年５月13日

関西電力株式会社　監査役会

常任監査役(常勤)	八　嶋　康　博	㊞
常任監査役(常勤)	田　村　康　生	㊞
常任監査役(常勤)	樋　口　幸　茂	㊞
監　査　役	土　肥　孝　治	㊞
監　査　役	槇　村　久　子	㊞
監　査　役	十　市　　勉	㊞
監　査　役	大　坪　文　雄	㊞

(注)監査役土肥孝治、監査役槇村久子、監査役十市勉および監査役大坪文雄は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

〈会社提案（第１号議案から第５号議案まで）〉

第１号議案から第５号議案までは、会社提案であります。

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は関西電力グループとして企業価値の向上を図り、株主のみなさまに対して経営の成果を適切に配分することを基本とし、財務体質の健全性を確保したうえで、安定的に配当を実施することを株主還元方針としております。この方針に基づき、剰余金の配当につきましては、2018年度の業績が４期連続の黒字となり、財務体質が改善しつつあることや、2019年度以降の収支状況など、経営環境を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

剰余金の配当に関する事項

１．株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
　当社普通株式１株につき金25円　　総額22,340,121,050円

２．剰余金の配当が効力を生じる日
　2019年６月24日（月曜日）

第２号議案　吸収分割契約承認の件

１．吸収分割を行う理由

わが国のエネルギー政策において、エネルギーの安定供給とエネルギーコストの低減の観点から、「電力の安定供給の確保」、「電気料金の最大限の抑制」、「需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大」を目的とした電力システム改革が進められております。2020年４月には、その第３段階として、改正電気事業法が施行され、送配電部門の中立性を一層確保して更なる競争的な市場環境を実現することをねらいに、一般送配電事業と発電事業または小売電気事業の兼業が原則禁止となり、一般送配電事業の分社化（以下、「法的分離」という。）が求められております。

当社は、この法の要請に応えるため、本年４月１日、一般送配電事業およびこれに附帯する事業を担う事業主体として当社の100％子会社である関西電力送配電株式会社（以下、「関西電力送配電」または「吸収分割承継会社」という。）を設立し、2020年４月１日（予定）をもって、当該事業を吸収分割の方法により同社に承継させる吸収分割契約（以下、「本契約」という。）を、同社と締結いたしました。

なお、発電事業および小売電気事業については、保有する経営資源を時々の環境に応じて最適に活用できるよう、法的分離後も事業持株会社として一体となって推進し、お客さまや社会のみなさまに、より多様なエネルギーソリューションをお届けし、多くのみなさまからお選びいただくことで、グループ価値の最大化を図ってまいります。

当社は、法的分離に的確に対応するとともに、関西電力送配電を含め、引き続き安全・安定供給を全うし、事業環境の変化を乗り越え、変革を進めることで、グループ全体の持続的な成長を実現してまいります。

本議案は、本契約についてご承認をお願いするものであります。

２．吸収分割契約の内容の概要

本契約の内容は次のとおりであります。

吸収分割契約書

関西電力株式会社（以下「甲」という。）と関西電力送配電株式会社（以下「乙」という。）とは、甲がその事業に関して有する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）について、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条（吸収分割）

甲は、本件分割により、甲が営む一般送配電事業及び附帯する事業（以下、これらを「本件事業」という。）に関する第4条第1項記載の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第２条（商号及び住所）
　本件分割をなす当事者は、次のとおりとする。
⑴　甲（吸収分割会社）
　　商号：関西電力株式会社
　　住所：大阪府大阪市北区中之島三丁目６番16号
⑵　乙（吸収分割承継会社）
　　商号：関西電力送配電株式会社
　　住所：大阪府大阪市北区中之島三丁目６番16号

第３条（効力発生日）
　本件分割がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、2020年4月1日とする。但し、本件分割手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

第４条（承継する権利義務等）
１．本件分割により甲から分割され乙に承継される資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、別紙「承継対象権利義務明細表」のとおりとする。
２．前項に基づく甲から乙への債務の承継については、免責的債務引受の方法による。

第５条（本件分割の対価）
　乙は、本件分割に際して普通株式4,090万株を発行し、そのすべてを甲に対して割当て交付する。

第６条（乙の資本金及び準備金の額）
　本件分割により増加する乙の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。
⑴　資本金
　　本件分割により増加する資本金の額は、金399億9,500万円とする。
⑵　資本準備金
　　本件分割により増加する資本準備金の額は、金99億9,500万円とする。
⑶　利益準備金
　　本件分割により利益準備金の額は増加しない。

第７条（株主総会の承認）
　甲及び乙は、効力発生日の前日までに、本契約及び本件分割に関連する事項について、それぞれ株主総会の承認を求めるものとする。

第８条（競業避止義務）
　甲は、効力発生日以降であっても、本件事業に関し競業避止義務を負わない。

第９条（本契約の変更・解除）
　本契約締結日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により甲又は乙の資産状態若しくは経営状態に重大な変更を生じたとき、その他必要が生じたときは、甲乙協議のうえ、本件分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）
　本契約は、第７条に定める承認が効力発生日の前日までに得られなかったとき、又は法令に定める関係官庁等の承認が効力発生日までに得られなかったときは、その効力を失う。

第11条（協議事項）
　本契約に定めのない事項その他本件分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議のうえ、これを定める。

本契約締結の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

2019年４月25日

甲　大阪府大阪市北区中之島三丁目６番16号
　　関西電力株式会社
　　取締役社長　岩根　茂樹　㊞

乙　大阪府大阪市北区中之島三丁目６番16号
　　関西電力送配電株式会社
　　取締役社長　土井　義宏　㊞

（別紙）

承継対象権利義務明細表

乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は次のとおりとする。なお、承継する資産及び債務については、2019年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日前日までの増減を加除して確定する。

1．承継する資産

⑴　固定資産

① 本件事業に属する有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産

② 本件事業が主として利用する事業所等の土地・建物・設備等

③ 株式会社かんでんエンジニアリング、関電サービス株式会社の株式

⑵　流動資産

本件事業に属する現金、預金、売掛金、諸未収入金、貯蔵品その他の流動資産

2．承継する債務

⑴　固定負債

本件事業に属する退職給付引当金その他の固定負債（但し、社債及び借入金に関する固定負債を除く。）

⑵　流動負債

本件事業に属する買掛金、未払金、未払費用、未払税金、預り金、諸前受金その他の流動負債（但し、社債、借入金及び関係会社からの預り金に関する流動負債を除く。）

3．承継する雇用契約

効力発生日において甲に在籍している、本件事業に従事している従業員（管理間接、土木建築、情報通信要員及び将来的に主として本件事業以外の事業に従事することが相当であると考えられる者を除く。）及び本件事業に従事していないものの、将来的に主として本件事業に従事することが相当であると考えられる従業員に係る雇用契約上の地位及びこれに付随する権利義務

4．承継する契約上の地位及び権利義務等

⑴　雇用契約以外の契約

本件事業に属する賃貸借、業務受委託、請負、リースその他の本件事業に属する一切の契約における契約上の地位及びこれに付随する権利義務（上記１．及び２．により乙に承継されることとなる資産又は債務に係る契約におけるものを含む。）。但し、上記１．及び２．により乙に承継されない資産又は債務に係る契約における契約上の地位及びこれに付随する権利義務は除く。

⑵　許認可等

甲が効力発生日において本件事業に関連して保有している許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、甲から乙への承継が法令及び条例上可能であるもの

⑶　知的財産権

本件事業に属するソフトウェア及び著作権

5．その他

承継対象権利義務のうち、本契約締結後に法令その他規則上承継が困難であることが判明したもの（承継することにより甲又は乙において想定外の損失を生じることが判明したものを含む。）については、必要に応じて甲乙協議のうえ、承継対象権利義務から除外することができる。

以　上

3．吸収分割承継会社が当社に交付する株式の数ならびに吸収分割承継会社の資本金および準備金の額の相当性に関する事項

⑴　株式の数の相当性

吸収分割承継会社は、本件分割に際して、普通株式4,090万株を新たに発行し、そのすべてを当社に対して割当て交付いたします。

当社に対して交付される株式の数につきましては、吸収分割承継会社が当社の100％子会社であり、また本件分割に際して吸収分割承継会社が発行する株式のすべてが当社に交付されることから、これを任意に定めることができるものと認められるため、当社および吸収分割承継会社が協議のうえ決定したものであり、相当であると判断しております。

⑵　資本金および準備金の額の相当性

吸収分割承継会社が本件分割に際して増加させる資本金および準備金の額は次のとおりであり、本件分割後における吸収分割承継会社の事業内容および当社から承継する権利義務等に照らして相当であると判断しております。

資本金	39,995百万円
資本準備金	9,995百万円
利益準備金	0円

4．吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

貸借対照表
2019年４月１日現在

（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（純資産の部）	
流動資産	10	株主資本	10
現金及び預金	10	資本金	5
		資本剰余金	5
		資本準備金	5
資産合計	10	負債純資産合計	10

5．吸収分割承継会社の成立の日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

6．当社の最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

第３号議案　定款の一部変更の件

１．変更の理由

当社事業の現状に則して事業内容をより明確にするとともに、今後の事業展開に対応するため、第２条（目的）を変更するものであります。

２．変更の内容

現行定款の一部を次の変更案のとおり改めたいと存じます。

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　更　定　款　案
（目的） 第２条　本会社は、次の事業を営むことを目的とする。 ⑴　電気事業 ⑵　熱供給事業 ⑶　電気通信事業 ⑷　情報処理及び情報提供サービス事業 ⑸　ガス供給事業 ⑹　電気機械器具及び蓄熱式空調･給湯装置その他の電力需要平準化又は電気の効率利用に資する設備の製造、販売、リース、設置、運転及び保守 ⑺　鉄道事業法による運輸事業 ⑻　不動産の売買、賃貸借及び管理 ⑼　前各号の事業及び環境保全に関するエンジニアリング、コンサルティング及び技術・ノウハウの販売 ⑽　前各号に附帯関連する事業	（目的） 第２条　本会社は、次の事業を営むことを目的とする。 ⑴　電気事業 ⑵　ガス事業 ⑶　熱供給事業 ⑷　エネルギー資源の開発、採掘、加工、売買及び輸送 ⑸　エネルギー関連の設備及び機械器具の製造、販売、リース、設置、運転及び保守 ⑹　電気通信事業 ⑺　情報処理及び情報提供サービス事業 ⑻　放送事業 ⑼　不動産の売買、賃貸借及び管理並びに不動産投資顧問業 ⑽　ホテル事業 ⑾　介護サービス事業 ⑿　鉄道及びバスによる運輸事業 ⒀　土木・建築に関する調査、設計、施工及び監理 ⒁　前各号の事業及び環境保全に関するエンジニアリング、コンサルティング及び技術・ノウハウの販売 ⒂　前各号に附帯関連する事業

第４号議案　取締役全員任期満了につき13名選任の件

取締役全員（14名）は、本株主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役13名を選任いたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位
1	再任 八木（やぎ） 誠（まこと）	取締役会長
2	再任 岩根（いわね） 茂樹（しげき）	取締役社長
3	再任 土井（どい） 義宏（よしひろ）	取締役 副社長執行役員
4	再任 森本（もりもと） 孝（たかし）	取締役 副社長執行役員
5	再任 彌園（みその） 豊一（とよかず）	取締役 副社長執行役員
6	再任 稲田（いなだ） 浩二（こうじ）	取締役 常務執行役員
7	新任 森中（もりなか） 郁雄（いくお）	常務執行役員
8	再任 島本（しまもと） 恭次（やすじ）	取締役 常務執行役員
9	新任 松村（まつむら） 孝夫（たかお）	常務執行役員
10	再任 社外 独立 井上（いのうえ） 礼之（のりゆき）	社外取締役
11	再任 社外 独立 沖原（おきはら） 隆宗（たかむね）	社外取締役
12	再任 社外 独立 小林（こばやし） 哲也（てつや）	社外取締役
13	新任 社外 独立 槇村（まきむら） 久子（ひさこ）	社外監査役

社外　社外取締役候補者　　独立　独立役員候補者

候補者番号
1

八木（やぎ）　誠（まこと）

（生年月日）1949年10月13日

再任

当社株式の所有数　35,700株
当社との特別の利害関係　なし



■略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

1972年４月　関西電力株式会社入社
2005年６月　同社取締役電力システム事業本部副事業本部長
2006年６月　同社常務取締役
2009年６月　同社取締役副社長
2010年６月　同社取締役社長
2011年４月　電気事業連合会会長（2016年６月　退任）
2016年６月　関西電力株式会社取締役会長（現在に至る）
2017年５月　公益社団法人関西経済連合会副会長（現在に至る）

〔重要な兼職の状況〕
・エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社社外取締役
・日本生命保険相互会社社外取締役
・公益社団法人関西経済連合会副会長

【取締役候補者とした理由】

2005年６月に取締役に就任以降、原子力事業本部長等を歴任のうえ、2010年６月から取締役社長として、また、2016年６月からは取締役会長としてリーダーシップを発揮し、当社グループの価値増大に貢献するとともに、2011年４月から2016年６月まで電気事業連合会の会長として電力業界の発展に貢献してきました。

これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営を担うにふさわしいと判断していることから、取締役候補者としました。

候補者番号
2

岩根（いわね）　茂樹（しげき）

（生年月日）1953年５月27日

再任

当社株式の所有数　35,300株
当社との特別の利害関係　なし



■略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

1976年４月　関西電力株式会社入社
2007年６月　同社執行役員企画室長
2010年６月　同社常務取締役
2012年４月　同社取締役副社長
2013年６月　同社取締役副社長執行役員
2016年６月　同社取締役社長（現在に至る）

〔重要な兼職の状況〕
・田辺三菱製薬株式会社社外取締役

【取締役候補者とした理由】

2010年６月に取締役に就任以降、総合企画本部長等を歴任のうえ、2016年６月からは取締役社長としてリーダーシップを発揮し、当社グループの価値増大に貢献しております。

これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営を担うにふさわしいと判断していることから、取締役候補者としました。

候補者番号
3

土井（どい） 義宏（よしひろ）

（生年月日）1954年10月25日

再任

当社株式の所有数　22,680株
当社との特別の利害関係　なし



■略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

1979年４月　関西電力株式会社入社
2006年６月　同社執行役員和歌山支店長
2007年６月　同社執行役員電力流通事業本部副事業本部長、ネットワーク技術部門統括
2009年６月　同社常務取締役
2013年６月　同社取締役常務執行役員
2016年６月　同社取締役副社長執行役員（現在に至る）
〔現在の担当〕
送配電カンパニー長、行為規制担当、業務全般
〔重要な兼職の状況〕
・日立造船株式会社社外監査役

【取締役候補者とした理由】

主に送配電部門における豊富な業務経験を有し、2009年６月に取締役に就任以降、経営改革・ＩＴ本部長、電力流通事業本部長、行為規制担当、送配電カンパニー長を務め、これらの分野における専門的識見を有するとともに、2016年６月からは代表取締役として当社グループの経営を担っております。

これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営を担うにふさわしいと判断していることから、取締役候補者としました。

候補者番号
4

森本（もりもと） 孝（たかし）

（生年月日）1955年９月５日

再任

当社株式の所有数　13,803株
当社との特別の利害関係　なし



■略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

1979年４月　関西電力株式会社入社
2007年６月　同社執行役員大阪南支店長
2009年６月　同社執行役員お客さま本部副本部長、リビング営業部門統括
2011年11月　同社執行役員企画室長
2012年４月　同社執行役員総合企画本部副本部長、経営企画部門統括
2014年６月　同社執行役員総合企画本部 本部事務局長、総合企画本部副本部長、経営企画部門統括
2015年６月　同社常務執行役員総合企画本部長代理（経営企画部門）、総合企画本部 本部事務局長
2016年６月　同社取締役副社長執行役員（現在に至る）
〔現在の担当〕
経営企画室、エネルギー・環境企画室、中間貯蔵推進担当
〔重要な兼職の状況〕
・東洋テック株式会社社外取締役

【取締役候補者とした理由】

主に営業部門や企画部門における豊富な業務経験を有し、2016年６月に取締役に就任以降、経営企画室、エネルギー・環境企画室、中間貯蔵推進担当等を務め、これらの分野における幅広い識見を有するとともに、代表取締役として当社グループの経営を担っております。

これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営を担うにふさわしいと判断していることから、取締役候補者としました。

候補者番号
5

彌園 豊一（みその とよかず）

（生年月日）1956年11月1日

再任

当社株式の所有数　11,000株
当社との特別の利害関係　なし



■略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

1981年４月　関西電力株式会社入社
2011年６月　同社執行役員お客さま本部副本部長、営業企画部門統括
2015年６月　同社常務執行役員お客さま本部長代理
2018年６月　同社取締役副社長執行役員（現在に至る）
〔現在の担当〕
営業本部長

【取締役候補者とした理由】

主に企画部門や営業部門における豊富な業務経験を有し、2018年６月に取締役に就任以降、営業本部長を務め、これらの分野における幅広い識見を有するとともに、代表取締役として当社グループの経営を担っております。

これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営を担うにふさわしいと判断していることから、取締役候補者としました。

候補者番号
6

稲田 浩二（いなだ こうじ）

（生年月日）1960年３月９日

再任

当社株式の所有数　8,100株
当社との特別の利害関係　なし



■略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

1984年４月　関西電力株式会社入社
2013年６月　同社執行役員総合企画本部副本部長、ＣＳＲ・経営管理部門統括、原子力・安全品質推進部門統括
2015年６月　同社執行役員総合企画本部 本部事務局長代理、総合企画本部副本部長、ＣＳＲ・経営管理部門統括、原子力・安全品質推進部門統括
2016年６月　同社常務執行役員経営企画室担当、ＩＴ戦略室担当
2018年６月　同社取締役常務執行役員（現在に至る）
〔現在の担当〕
エネルギー・環境企画室担当（エネルギー企画）、電力需給・取引推進室担当、ＩＴ戦略室担当

【取締役候補者とした理由】

主にＩＴ部門や企画部門における豊富な業務経験を有し、2018年６月に取締役に就任以降、エネルギー・環境企画室担当（エネルギー企画）、電力需給・取引推進室担当、ＩＴ戦略室担当を務め、これらの分野における幅広い識見を有しております。

これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営を担うにふさわしいと判断していることから、取締役候補者としました。

候補者番号 7

もりなか いくお
森中 郁雄

（生年月日）1956年12月16日

新任

当社株式の所有数　13,670株
当社との特別の利害関係　なし



■略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

1979年４月　関西電力株式会社入社
2010年６月　同社執行役員原子力事業本部副事業本部長、原子力発電部門統括
2012年６月　同社執行役員原子力事業本部副事業本部長、原子力技術部門統括
2013年６月　同社常務執行役員原子力事業本部長代理、原子燃料サイクル室担当（原燃契約）（現在に至る）

【取締役候補者とした理由】

主に原子力部門における豊富な業務経験を有するとともに、2013年６月に常務執行役員に就任以降、原子力事業本部長代理、原子燃料サイクル室担当（原燃契約）を務め、これらの分野における専門的識見を有していることを踏まえ、当社の経営を担うにふさわしいと判断していることから、新たに取締役候補者としました。

候補者番号 8

しまもと やすじ
島本 恭次

（生年月日）1958年９月８日

再任

当社株式の所有数　11,101株
当社との特別の利害関係　なし



■略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

1983年４月　関西電力株式会社入社
2014年６月　同社執行役員原子力事業本部副事業本部長、火力事業本部副事業本部長、火力運営部門統括
2016年６月　同社常務執行役員火力事業本部長
2017年６月　同社取締役常務執行役員（現在に至る）
〔現在の担当〕
火力事業本部長

【取締役候補者とした理由】

主に火力部門における豊富な業務経験を有し、2017年６月に取締役に就任以降、火力事業本部長を務め、同分野における専門的識見を有しております。

これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営を担うにふさわしいと判断していることから、取締役候補者としました。

候補者番号
9

松村 孝夫（まつむら たかお）

（生年月日）1955年４月４日

新任

当社株式の所有数　12,900株
当社との特別の利害関係　なし



■略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

1981年４月　関西電力株式会社入社
2009年６月　同社執行役員大阪南支店長
2012年４月　同社執行役員総合企画本部副本部長、地域エネルギー部門統括
2015年５月　同社執行役員公益社団法人関西経済連合会専務理事
2017年５月　同社常務執行役員お客さま本部長代理
2018年６月　同社常務執行役員地域エネルギー本部長、再生可能エネルギー事業戦略室担当（現在に至る）

【取締役候補者とした理由】

土木建築部門、地域エネルギー部門、公益社団法人関西経済連合会出向などの幅広い業務経験を有するとともに、2017年５月に常務執行役員に就任以降、お客さま本部長代理、地域エネルギー本部長、再生可能エネルギー事業戦略室担当を務め、これらの分野における幅広い識見を有していることを踏まえ、当社の経営を担うにふさわしいと判断していることから、新たに取締役候補者としました。

候補者番号
10

井上 礼之（いのうえ のりゆき）

（生年月日）1935年３月17日

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

当社株式の所有数　1,000株
当社との特別の利害関係　なし



■略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

1994年６月　ダイキン工業株式会社取締役社長
1995年５月　同社取締役会長兼社長
1996年６月　同社取締役社長
1999年５月　社団法人関西経済同友会代表幹事（2001年５月　退任）
2001年５月　社団法人関西経済連合会副会長
2002年６月　ダイキン工業株式会社取締役会長兼ＣＥＯ
2003年６月　関西電力株式会社社外取締役（現在に至る）
2011年４月　公益社団法人関西経済連合会副会長（現在に至る）
2014年６月　ダイキン工業株式会社取締役会長兼グローバルグループ代表執行役員（現在に至る）
〔重要な兼職の状況〕
・ダイキン工業株式会社取締役会長兼グローバルグループ代表執行役員
・阪急阪神ホールディングス株式会社社外取締役
・公益社団法人関西経済連合会副会長

【取締役候補者とした理由】

空調機器や化学製品などの製造・販売をグローバルに展開しているダイキン工業株式会社の取締役会長兼グローバルグループ代表執行役員や阪急阪神ホールディングス株式会社社外取締役に就任しており、経営者として経験豊富であり、その経験や識見を当社経営に活かしていただけるものと考えております。
また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。
これらの豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、社外取締役として適任であると判断していることから、取締役候補者としました。
なお、井上氏が業務執行者である法人と当社との間には電力供給の取引がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高の１％未満であります。

候補者番号
11

おきはら　たかむね
沖原 隆宗
（生年月日）1951年７月11日

再任　社外取締役候補者　独立役員候補者

当社株式の所有数　なし
当社との特別の利害関係　なし



■略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

2004年５月　株式会社ＵＦＪ銀行取締役頭取
2004年６月　株式会社ＵＦＪホールディングス取締役
2005年10月　株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ常務執行役員（2008年４月　退任）
2006年１月　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行副頭取
2008年４月　同社取締役副会長
2010年６月　株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ取締役会長（2014年６月　退任）
2014年５月　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行特別顧問
2014年６月　関西電力株式会社社外取締役（現在に至る）
2018年４月　株式会社三菱ＵＦＪ銀行特別顧問（行名変更）（現在に至る）

〔重要な兼職の状況〕
・株式会社三菱ＵＦＪ銀行特別顧問
・損害保険ジャパン日本興亜株式会社社外監査役
・株式会社オービックビジネスコンサルタント社外取締役

【取締役候補者とした理由】

株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループの取締役会長や株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行（現・株式会社三菱ＵＦＪ銀行）の取締役副会長など、銀行業務を中心とする金融サービスに係る事業をグローバルに展開している同グループにおいて、数々の要職を歴任している他、損害保険ジャパン日本興亜株式会社社外監査役および株式会社オービックビジネスコンサルタント社外取締役に就任しており、経営者として経験豊富であり、その経験や識見を当社経営に活かしていただけるものと考えております。

また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

これらの豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、社外取締役として適任であると判断していることから、取締役候補者としました。

なお、沖原氏が業務執行者であった法人と当社との間には電力供給の取引がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高の１％未満であります。

候補者番号
12

小林 哲也（こばやし てつや）

（生年月日）1943年11月27日

再任　社外取締役候補者　独立役員候補者

当社株式の所有数　なし
当社との特別の利害関係　なし



■略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

2007年６月　近畿日本鉄道株式会社取締役社長
2015年４月　近鉄グループホールディングス株式会社取締役会長（現在に至る）
2015年４月　近畿日本鉄道株式会社取締役会長（現在に至る）
2015年６月　関西電力株式会社社外取締役（現在に至る）
2018年５月　公益社団法人関西経済連合会副会長（現在に至る）
〔重要な兼職の状況〕
・近鉄グループホールディングス株式会社取締役会長
・近畿日本鉄道株式会社取締役会長
・近鉄不動産株式会社取締役会長
・株式会社きんえい取締役
・三重交通グループホールディングス株式会社社外取締役
・株式会社近鉄エクスプレス社外取締役
・株式会社近鉄百貨店取締役
・ＫＮＴ－ＣＴホールディングス株式会社取締役会長
・公益社団法人関西経済連合会副会長

【取締役候補者とした理由】

鉄道事業を中心に、不動産事業、流通事業、ホテル・レジャー事業などを展開している近鉄グループにおいて、近鉄グループホールディングス株式会社の取締役会長や近畿日本鉄道株式会社の取締役会長に就任している他、三重交通グループホールディングス株式会社社外取締役および株式会社近鉄エクスプレス社外取締役などに就任しており、経営者として経験豊富であり、その経験や識見を当社経営に活かしていただけるものと考えております。

また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

これらの豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、社外取締役として適任であると判断していることから、取締役候補者としました。

なお、小林氏が業務執行者である法人と当社との間には電力供給の取引がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高の１％未満であります。

候補者番号
13

槇村 久子（まきむら ひさこ）

（生年月日）1947年８月27日

新任　社外取締役候補者　独立役員候補者

当社株式の所有数　なし
当社との特別の利害関係　なし



■略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

1993年４月　奈良文化女子短期大学教授
1996年４月　奈良県立商科大学商学部教授
1998年４月　奈良県立商科大学商学部教授、同大学附属図書館長
2000年４月　京都女子大学現代社会学部教授
2004年４月　京都女子大学現代社会学部教授、同大学院現代社会研究科教授
2011年６月　関西電力株式会社社外監査役（現在に至る）
2013年４月　京都女子大学宗教・文化研究所客員研究員（現在に至る）
2013年４月　一般財団法人大阪市男女共同参画のまち創生協会理事長（現在に至る）

〔重要な兼職の状況〕
・京都女子大学宗教・文化研究所客員研究員
・一般財団法人大阪市男女共同参画のまち創生協会理事長
・積水ハウス株式会社社外監査役

【取締役候補者とした理由】

奈良県立商科大学教授や京都女子大学教授、同大学院教授を歴任し、現在は客員研究員として活躍されるなど、学識経験者として経験豊富であることに加えて、2011年６月から当社の社外監査役を務めており、これらの経験や識見を、当社経営に活かしていただけるものと考えております。

また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

槇村氏は、過去に社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、社外取締役として適任であると判断していることから、新たに取締役候補者としました。

なお、槇村氏が業務執行者であった法人および業務執行者である法人と当社との間には電力供給の取引がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高の１％未満であります。

（注）1．井上礼之、沖原隆宗、小林哲也および槇村久子の各氏は、社外取締役候補者であります。
2．当社は、井上礼之、沖原隆宗および小林哲也の各氏を、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し、届け出ております。また、槇村久子氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の候補者であります。
3．社外取締役候補者が過去５年間に他の株式会社の取締役に就任していた場合において、その在任中に当該他の株式会社において法令または定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実は、次のとおりであります。
小林哲也氏が株式会社近鉄百貨店の取締役として在任中の2018年10月に、同社は、優待ギフト送料の額の引上げに関し、独占禁止法に違反する行為があったとして、公正取引委員会から排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。
4．社外取締役候補者が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本株主総会の終結の時をもって、井上礼之氏は16年、沖原隆宗氏は５年、小林哲也氏は４年であります。
また、槇村久子氏は、現在、当社の社外監査役であり、社外監査役に就任してからの年数は、本株主総会の終結の時をもって８年であります。
5．当社は、井上礼之、沖原隆宗および小林哲也の各氏との間で、会社法第423条第１項の責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しており、本議案において各氏の選任が可決された場合、当該契約を継続する予定であります。
また、槇村久子氏の選任が可決された場合、同氏との間で、同内容の契約を締結する予定であります。

第５号議案　監査役全員任期満了につき７名選任の件

監査役全員（７名）は、本株主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役７名を選任いたしたいと存じます。

なお、本議案については、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位
1	再任　八嶋 康博（やしま やすひろ）	常任監査役
2	新任　杉本 康（すぎもと やすし）	取締役 常務執行役員
3	再任　樋口 幸茂（ひぐち ゆきしげ）	常任監査役
4	再任　社外　独立　十市 勉（とおち つとむ）	社外監査役
5	再任　社外　独立　大坪 文雄（おおつぼ ふみお）	社外監査役
6	新任　社外　独立　佐々木 茂夫（ささき しげお）	―
7	新任　社外　独立　加賀 有津子（かが あつこ）	―

社外　社外監査役候補者　　独立　独立役員候補者

候補者番号
1

八嶋 康博（やしま やすひろ）

（生年月日）1953年９月21日

再任

当社株式の所有数　22,000株
当社との特別の利害関係　なし



■略歴（地位および重要な兼職の状況）

1977年４月　関西電力株式会社入社
2008年６月　同社執行役員燃料室長
2009年６月　同社執行役員地域共生・広報室長
2011年６月　同社常務取締役
2013年６月　同社取締役常務執行役員
2016年６月　同社取締役副社長執行役員
2017年６月　同社常任監査役（現在に至る）
〔重要な兼職の状況〕
・株式会社きんでん社外監査役

【監査役候補者とした理由】

主に燃料部門や企画部門における豊富な業務経験を有し、2011年６月に取締役に就任以降、広報室担当、秘書室担当、立地室担当を務め、これらの分野における幅広い識見を有し、2016年６月からは代表取締役として当社グループの経営を担うとともに、2017年６月からは常任監査役に就任し、当社の監査を担っております。
これらの経験や識見を踏まえ、当社の監査を担うにふさわしいと判断していることから、監査役候補者としました。

候補者番号
2

杉本 康（すぎもと やすし）

（生年月日）1955年４月23日

新任

当社株式の所有数　24,700株
当社との特別の利害関係　なし



■略歴（地位および重要な兼職の状況）

1978年４月　関西電力株式会社入社
2007年６月　同社執行役員東京支社長
2010年６月　同社執行役員経理室長
2014年６月　同社取締役常務執行役員（現在に至る）
〔現在の担当〕
調達本部長、原子燃料サイクル室担当（サイクル事業）、経理室担当

【監査役候補者とした理由】

主に経理部門における豊富な業務経験を有し、2014年６月に取締役に就任以降、原子燃料サイクル室担当（サイクル事業）、経理室担当、調達本部長等を務め、これらの分野における幅広い識見を有していることを踏まえ、当社の監査を担うにふさわしいと判断していることから、新たに監査役候補者としました。

候補者番号 3

樋口（ひぐち） 幸茂（ゆきしげ）

（生年月日）1955年８月４日

再任

当社株式の所有数　9,736株
当社との特別の利害関係　なし



■略歴（地位および重要な兼職の状況）

1981年４月　関西電力株式会社入社
2010年６月　同社執行役員原子力事業本部副事業本部長、火力事業本部副事業本部長
2013年６月　同社執行役員火力事業本部副事業本部長、火力建設部門統括
2015年６月　同社執行役員火力事業本部副事業本部長、火力開発部門統括
2016年６月　同社常任監査役（現在に至る）

【監査役候補者とした理由】

主に火力部門における豊富な業務経験を有し、2010年６月に執行役員に就任以降、火力事業本部副事業本部長等を務め、同分野における専門的識見を有するとともに、2016年６月からは常任監査役に就任し、当社の監査を担っております。
これらの経験や識見を踏まえ、当社の監査を担うにふさわしいと判断していることから、監査役候補者としました。

候補者番号 4

十市（といち） 勉（つとむ）

（生年月日）1945年12月26日

再任　社外監査役候補者　独立役員候補者

当社株式の所有数　なし
当社との特別の利害関係　なし



■略歴（地位および重要な兼職の状況）

2001年６月　財団法人日本エネルギー経済研究所常務理事・首席研究員
2006年６月　同研究所専務理事・首席研究員
2011年６月　同研究所顧問
2012年４月　一般財団法人日本エネルギー経済研究所顧問
2013年６月　同研究所研究顧問
2015年６月　関西電力株式会社社外監査役（現在に至る）
2017年６月　一般財団法人日本エネルギー経済研究所参与（現在に至る）
〔重要な兼職の状況〕
・一般財団法人日本エネルギー経済研究所参与

【監査役候補者とした理由】

エネルギー経済の動向やエネルギー政策などに関する調査・研究を行っている一般財団法人日本エネルギー経済研究所において、専務理事・首席研究員など数々の要職を歴任しており、研究者として経験豊富であり、その経験や識見を当社の監査に活かしていただけるものと考えております。
また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。
十市氏は、過去に社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、社外監査役として適任であると判断していることから、監査役候補者としました。
なお、十市氏が業務執行者であった法人と当社との間には調査委託および会費支払いの取引関係がありますが、その年間取引額は、同法人の経常収益の１％未満であります。

候補者番号 5

大坪 文雄（おおつぼ ふみお）

（生年月日）1945年９月５日

再任　社外監査役候補者　独立役員候補者

当社株式の所有数　3,000株
当社との特別の利害関係　なし



■略歴（地位および重要な兼職の状況）

2006年６月　松下電器産業株式会社取締役社長
2008年10月　パナソニック株式会社取締役社長（社名変更）
2012年６月　同社取締役会長
2013年７月　同社特別顧問（現在に至る）
2017年６月　関西電力株式会社社外監査役（現在に至る）
〔重要な兼職の状況〕
・パナソニック株式会社特別顧問
・帝人株式会社社外取締役

【監査役候補者とした理由】

家電機器や住宅関連機器などの製造・販売をグローバルに展開しているパナソニック株式会社の取締役社長、取締役会長を歴任している他、帝人株式会社の社外取締役に就任しており、経営者として経験豊富であり、その経験や識見を当社の監査に活かしていただけるものと考えております。
また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。
これらの豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、社外監査役として適任であると判断していることから、監査役候補者としました。
なお、大坪氏が業務執行者であった法人と当社との間には電力供給の取引がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高の１％未満であります。

候補者番号 6

佐々木 茂夫（ささき しげお）

（生年月日）1944年10月12日

新任　社外監査役候補者　独立役員候補者

当社株式の所有数　なし
当社との特別の利害関係　なし



■略歴（地位および重要な兼職の状況）

2006年５月　大阪高等検察庁検事長（2007年７月　退官）
2007年８月　弁護士登録（現在に至る）
〔重要な兼職の状況〕
・積水樹脂株式会社社外監査役
・岩井コスモ証券株式会社社外取締役

【監査役候補者とした理由】

大阪高等検察庁検事長その他の要職を歴任し、現在は弁護士として活躍されるなど、法曹として経験豊富であり、その経験や識見を当社の監査に活かしていただけるものと考えております。
また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。
佐々木氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、社外監査役として適任であると判断していることから、新たに監査役候補者としました。

候補者番号 7

加賀 有津子（かが あつこ）

（生年月日）1963年９月21日

新任　社外監査役候補者　独立役員候補者

当社株式の所有数　なし
当社との特別の利害関係　なし



■略歴（地位および重要な兼職の状況）

1987年４月　株式会社プラス・ワン取締役（1989年３月　退任）
2002年４月　大阪大学大学院工学研究科助教授
2007年４月　同大学院工学研究科准教授
2009年４月　同大学院工学研究科教授（現在に至る）
〔重要な兼職の状況〕
・大阪大学大学院工学研究科教授

【監査役候補者とした理由】

民間企業における経験を経て、現在は大阪大学大学院教授として活躍されるなど、学識経験者として経験豊富であり、その経験や識見を当社の監査に活かしていただけるものと考えております。

また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

これらの豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、社外監査役として適任であると判断していることから、新たに監査役候補者としました。

なお、加賀氏が業務執行者である法人と当社との間には電力供給の取引がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高の１％未満であります。

（注）１．十市勉、大坪文雄、佐々木茂夫および加賀有津子の各氏は、社外監査役候補者であります。
２．当社は、十市勉および大坪文雄の両氏を、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し、届け出ております。また、佐々木茂夫および加賀有津子の両氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の候補者であります。
３．社外監査役候補者が過去５年間に他の株式会社の監査役に就任していた場合において、その在任中に当該他の株式会社において法令または定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実は、次のとおりであります。
佐々木茂夫氏が株式会社神戸製鋼所の社外監査役として在任中に、同社およびそのグループ会社において公的規格または顧客仕様を満たさない製品等につき、検査結果の改ざんまたはねつ造等を行うことにより、これらを満たすものとして顧客に出荷または提供する行為など、同社グループが提供する製品、サービスに関する不適切な行為が行われていたことが、2017年10月に公表されました。同氏は、問題の判明時には社外監査役を退任しており、また、問題の判明まで当該事実を認識しておりませんでしたが、日頃から企業としてのあるべき姿について、あるいはコンプライアンス遵守の視点に立った提言を取締役会やその他の場で行い、注意喚起しておりました。
４．社外監査役候補者が当社の社外監査役に就任してからの年数は、本株主総会の終結の時をもって、十市勉氏は４年、大坪文雄氏は２年であります。
５．当社は、十市勉および大坪文雄の両氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しており、本議案において両氏の選任が可決された場合、当該契約を継続する予定であります。
また、佐々木茂夫および加賀有津子の両氏の選任が可決された場合、両氏との間で、同内容の契約を締結する予定であります。

＜株主からのご提案全般に対する取締役会の意見＞

第６号議案から第26号議案までは、株主からのご提案によるものであります。
取締役会としては、第６号議案から第26号議案までの全ての議案に反対いたします。

株主からのご提案は、原子力発電、原子燃料サイクルおよびＣＳＲに関するものが多くを占めておりますが、これらについて、取締役会は次のとおり考えております。

原子力発電については、「エネルギーセキュリティの確保」、「経済性」および「地球環境問題への対応」の観点から、引き続き重要な電源として活用していく必要があること、また、昨年に閣議決定された国のエネルギー基本計画においても、「重要なベースロード電源」と位置づけられていることから、安全確保を大前提に、将来にわたって活用してまいります。あわせて、再生可能エネルギーの開発・活用を積極的に推進し、電源の低炭素化に取り組んでまいります。

原子力発電の安全性については、東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえた緊急対策に加え、安全対策を多段的に確保する深層防護の観点から、安全対策の強化を実施しており、原子力規制委員会において安全性が確認された原子力プラントについては、立地地域のみなさまのご理解を賜わりながら、早期に再稼動するとともに、安全最優先で運転・保全に万全を期してまいります。

原子燃料サイクルについては、国のエネルギー基本計画において、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する原子燃料サイクルの推進を基本的方針とすることとされており、引き続き推進してまいります。

ＣＳＲについては、「経営理念」において社会的責任を全うすることを安全最優先とともに経営の基軸に位置づけ、さらに「関西電力グループＣＳＲ行動憲章」において、ＣＳＲ行動原則を掲げております。これらに基づき全ての事業活動を展開し、社会のみなさまからの信頼を確固たるものにしてまいりたいと考えております。

なお、株主からのご提案のうち、定款変更議案の多くは業務執行に関するものでありますが、機動的かつ柔軟な事業運営を確保する観点から、具体的な業務執行については取締役会で適宜決定していくことが相当であり、定款で定めることは適当でないと考えます。

議案ごとの取締役会の意見については、それぞれの議案の後に記載しております。

〈株主（35名）からのご提案（第６号議案から第９号議案まで）〉

第６号議案から第９号議案までは、株主（35名）からのご提案によるものであります。なお、提案株主（35名）の議決権の数は、565個であります。

第６号議案　定款一部変更の件(1)

▼提案の内容

「第１章　総則」第２条中、「本会社は、次の事業を営むことを目的とする。」を「本会社は、エネルギーの持続可能な利用を実現することで事業の存続をめざす。そのため、化石燃料および原子力への依存からの脱却を進める。そして、再生可能エネルギーで維持される省エネルギー型の社会基盤形成とサービス提供を目的として、次の事業を営む。」に改める。

▼提案の理由

現在の定款第2条（目的）は、事業の目的ではなく、事業内容を列挙しているだけである。次の理由から、当社の使命を反映することを提案する。

気候変動枠組条約ＣＯＰ２１で採択された「パリ協定」で、すべての締約国が、産業革命以降の地球平均気温上昇を2度未満に抑制する長期目標に合意した。今世紀の後半には、温室効果ガスの排出量をほぼゼロにする必要がある。脱炭素社会に向けて投資環境は変化しており、石炭火力など化石燃料に依る発電設備は座礁資産、つまり投資回収ができない資産となりつつある。

原子力発電は、事故時の損害が極めて大きく、差し止め訴訟により停止するリスクもある。放射性廃棄物などの長年にわたるリスク管理を将来の負担とすることで、長期的な利益を損ねている。そのため、事業の見通しが不透明になっている。

当社の存続・発展と、出資者の長期的な利益をより確かにするために、当社の使命をあらためて定めることを提案する。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社は、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」（54頁）に記載のとおり、原子力発電については、安全確保を大前提に、引き続き活用するとともに、再生可能エネルギーの開発を積極的に推進してまいります。あわせて、火力発電を最適に組み合わせることで、「エネルギーセキュリティの確保」、「経済性」および「地球環境問題への対応」を達成する電源のベストミックスを目指してまいります。

また、エネルギーの効率的利用に資する商品やサービスメニューの提供に加え、高効率、高品質、高信頼度の次世代型ネットワークの構築などにより、再生可能エネルギーのさらなる活用やお客さまと社会の省エネルギーの実現に貢献してまいります。

第７号議案　定款一部変更の件(2)

▼提案の内容

「第３章　株主総会」第19条を以下のとおり変更する。

第19条　株主総会における議事の経過及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に正確に記載し一般に広く開示する。

▼提案の理由

総会において、株主が発言した内容を議事録で確認できることは、討議を進展させる上での基本的な条件である。株主が総会で発言した内容が、取締役に正しく伝わっているのかどうかを確認できることも重要である。ところが現在、作成されている議事録は役員の答弁ばかりが記載され、株主の質問は記載されていないので、何が論点だったかを確認できるものになっていない。そのため議事録の正確な作成と開示を求める。

また、開示の方法についても、現在は株主が株主権行使の手続きをして初めて議事録を入手することができるが、その手続きは煩雑である。そして、株主でない一般の市民には入手することができない。総会の議事は株主以外の市民に対しても開示することで、株主以外の需要家（消費者）や市民の信頼を得ることになる。議事の内容の開示は、投資家の判断を助け、その信頼を獲得することで新規の株購入を促し、株価を維持することにもつながる。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社は、法令に従い、議事の経過の要領およびその結果を記載した株主総会議事録を適正に作成し、備え置いております。

第８号議案　定款一部変更の件(3)

▼提案の内容

当社の定款に以下の「ＣＳＲに基づく事業運営」の章を新設する。

第７章　ＣＳＲに基づく事業運営

第43条　本会社の社会的責任を果たすための対話の基礎として、情報開示を進める。利害関係者の関心・意見を把握し、対話の質を評価・改善するしくみをつくる。

▼提案の理由

情報開示は対話の基礎である。当社への不信を解消していくためには、日常の対話、情報開示が重要である。当社は、「関西電力グループＣＳＲ行動憲章」を定め、グループレポートの発行やウェブサイトでの情報発信、直接対話などに取り組むとしている。しかし、更なる情報の開示や納得のできる説明を求める声は多い。会社の最高意思決定機関である株主総会でさえも、役員による不誠実な答弁が繰り返されている。自治体等の大株主の発言も、軽視されてきた。更に、当社は、株主総会以外での直接対話も忌避している。

役員は、法的要求を満たしているから問題ないという趣旨の答弁をしてきたが、株主にとっては、遵法はあたりまえで、対話を求めている。対話の質、そもそも対話になっているのかという問題である。「ＣＳＲ行動憲章」を実現しなければならない。そのため、利害関係者の関心・意見を把握しつつ対話の質を高めるしくみの導入を提案する。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社は、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」（54頁）に記載のとおり、「関西電力グループＣＳＲ行動憲章」において、「透明性の高い開かれた事業活動」をＣＳＲ行動原則の一つとして掲げ、記者発表やホームページ・ＳＮＳの活用などを通じて積極的に情報発信するとともに、地域や社会のみなさまとの双方向のコミュニケーションの展開に努めております。

したがいまして、あらためて本提案のような規定を定款に設ける必要はないと考えます。

第９号議案　定款一部変更の件(4)

▼提案の内容

当社の定款に以下の「ＣＳＲに基づく事業運営」の章を新設する。

第７章　ＣＳＲに基づく事業運営

第44条　本会社の社会的責任を果たすための技術的・組織的基礎として、災害等に対して頑健な設備・事業体制づくり、人材の育成・定着と技術の開発・継承を進める。

▼提案の理由

経営効率化の不適切な進め方が、当社の業務、競争力の基盤を損ねる傾向が見られる。当社の技術的・組織的な基礎力が損なわれれば、自由化市場での競争はより困難になる。

2018年９月の台風21号による当社設備への被害は甚大だった。延べ1300本以上の当社電柱の倒壊、延べ220万需要家の停電などの被害が発生した。建設後、50年～60年経過した老朽化設備の集中豪雨や台風による事故多発が懸念されている。更に協力会社の工事力が低下しており、今後の災害対応や突発的な工事が困難になりつつある。

設備を支えるのは人材であるが、精神疾患者数の高止まり、若年者の退職など、人材の喪失が懸念されている。「働き方改革」の掛け声はあるが、仕事量は変わらない。その結果、従業員は不払残業や過重労働に追い詰められている。このような状況が改善されなければ、人材を失い、業務遂行・サービスに支障をきたし社会の信頼を得ることも困難になる。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社は、昨年の台風21号対応検証委員会で取りまとめた対策をはじめ、大規模災害に備えた対応を着実に実施するとともに、設備の保全に万全を期し、安全・安定供給の全うに向けた強靭な設備・体制の構築に取り組んでおります。

また、従業員一人ひとりのやる気・やりがいに配慮しつつ、将来にわたる確実な業務遂行や技術・技能の継承・向上を図るため、グループ全体で人材育成を進めるとともに、働き方改革・健康経営を推進するなど、人材基盤の強化を進めております。

したがいまして、あらためて本提案のような規定を定款に設ける必要はないと考えます。

〈株主(95名)からのご提案(第10号議案から第17号議案まで)〉

第10号議案から第17号議案までは、株主(95名)からのご提案によるものであります。なお、提案株主(95名)の議決権の数は、754個であります。

第10号議案　剰余金処分の件

▼提案の内容

当期末における剰余金の配当について、会社側提案より１株あたり５円多くする。

▼提案の理由

当社はＨＰに「原発は家計の味方」と書いている。昨年の株主総会で間違いを指摘したが、そのまま放置している。１月18日の日本経済新聞によれば、2010年、太陽光発電の発電単価は25だったが、2018年には５で５分の１に下がっている。一方原発のコストは10から15、1.5倍に増えている。（単位は米セント/kWh、米投資銀行の資料より、廃炉、廃棄物処分の費用は含まれない）

経産省による太陽光発電の買い取り価格は2012年には1ｋＷｈ当たり40円だったが、2018年は18円、2025年には7円まで下げることを目標にしている。原発のコストは値上がりし、太陽光発電のコストは急速に値下がりしている。

ＨＰに自分たちにとって都合のいい、間違った情報を載せるのは、イメージダウンでしかない。無駄で間違った広告をやめて、株主の配当に回すことを提案する。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社は関西電力グループとして企業価値の向上を図り、株主のみなさまに対して経営の成果を適切に配分することを基本とし、財務体質の健全性を確保したうえで、安定的に配当を実施することを株主還元方針としております。この方針に基づき、剰余金の配当につきましては、2018年度の業績が４期連続の黒字となり、財務体質が改善しつつあることや、2019年度以降の収支状況など、経営環境を総合的に勘案し、第１号議案として提案しております剰余金の処分案が最適であると考えております。当社としては、中期経営計画に掲げる取組みにより、継続的に企業価値を増大させ、株主のみなさまのご期待にお応えしてまいります。

第11号議案　取締役解任の件

▼提案の内容

以下の取締役を解任する。

取締役　　岩根　茂樹

▼提案の理由

1　東日本大震災による福島原発の大事故が延々と継続し、更なる被害と汚染が拡大する中、高浜原発、大飯原発の再稼働を強行し、我が国を亡国に導こうとしていること。

2　７年に渡って株主総会で当社の管内トップ３市、大阪市、京都市、神戸市から出された「再稼働反対」、「脱原発」への株主提案や意見をことごとく無視し続けていること。

3　「お客さまと社会のお役に立ち続ける」ことを掲げながら「脱原発」を求める電気消費者の圧倒的な声に耳を傾けないこと。

4　不必要な『中間貯蔵施設』の建設について、再稼働の条件であった福井県との約束を反故にし、原発を動かし続け、関係自治体の不信と混乱を更に増幅させていること。

5　原発依存によって経営悪化を招き、株価を低下させ、株主に多大な損害を与え続けていること。

6　経営環境の悪化を従業員・下請労働者の労働強化でしのぎながら、一方で不必要な役員・顧問を多数抱え、不当に高い報酬を支払っていること。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

解任の対象とされている取締役は、当社事業発展のため他の取締役とも一致協力し、経営全般にわたる諸課題に全力を傾注して取り組み、取締役として法令および定款に従い、忠実にその職務を遂行しておりますので、解任を求められる事由はありません。

第12号議案　定款一部変更の件(1)

▼提案の内容

「第４章　取締役及び取締役会」に以下の条文を追加する。

（取締役の報酬の開示）

第31条の２　取締役の報酬及び業績を個別開示する。

▼提案の理由

当社は2006年、役員の退任慰労金制度を廃止した。しかし昨年の株主総会で退任時に当社株式の交付を行う株式報酬制度導入を決定した。当社の役員報酬は基本報酬と業績報酬で構成されるが、役員の業績が具体的に示されることはない。

現在行われている法務省法制審議会会社法制部会において、「役員が賠償を迫られた時のために、会社が保険料を拠出することができる」という要綱案が発表されている。水俣病、森永ヒ素ミルク事件、薬害エイズ、福島第一原発事故など会社の過失により市民が犠牲になった事件は後を絶たず、役員が責任を問われることは希である。この上、保険料まで会社が負担するのは許されない。原発推進の企業として責任の所在が希薄になることが危惧される。株主が取締役に対して会社への賠償を求めて訴訟を行い勝訴しても会社がその保険料を支払えば訴訟の意味がない。

取締役としての社会的責任を明確にするため役員報酬の個別開示を求める。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

取締役の報酬については、株主総会の決議に基づき、独立社外取締役が過半数を占める人事・報酬等諮問委員会の適切な関与・助言を得たうえで、取締役会において決定しております。

当社としては、経営に係るコストとして取締役に支給される報酬の総額を開示することが株主のみなさまにとって重要であると考えており、事業報告において基本報酬、当社の業績を反映した業績連動報酬および株式報酬という区分ごとに報酬の総額を開示しております。

このような取扱いは、適法かつ一般的なものと考えております。

第13号議案　定款一部変更の件(2)

▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

第８章　廃棄物の処理、管理

第45条　当社は安全に処理、処分、管理できない廃棄物を排出しない。

▼提案の理由

一昨年当社は福井県の要請に応え、使用済核燃料の県外貯蔵計画地を昨年中に公表すると約束し、それと引き換えに県は大飯３・４号の再稼働に同意した。だが当社はその約束を果たせず県知事に陳謝し、計画地点公表を2020年まで先延ばしした。核燃料サイクルは破綻しており、使用済核燃料の中間貯蔵を受け入れれば、永久の核のゴミ捨て場になるのは明らかで、引き受ける自治体はどこにもない。当社の既存原発の敷地内乾式貯蔵構想は長年に亘って築いてきた「県外立地」を主張する福井県との信頼関係を踏みにじるばかりか危険性も増すばかりであり、原発稼働の延命策でしかない。決定的な処分方法も処分地も不明なままに使用済核燃料を増やす原発は一刻も早く止めるべきである。また無駄な広告は止めて、原発は電気を生み出さなくなってからも莫大なコストが必要であることを消費者に説明し、原発の不経済性を周知するべきである。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。
当社は、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」（54頁）に記載のとおり、原子力発電については、安全確保を大前提に、引き続き活用するとともに、原子燃料サイクルについては、資源の有効利用等の観点から、その推進が国の基本的方針とされており、引き続き推進してまいります。

第14号議案　定款一部変更の件(3)

▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

第９章　出資、債務保証の制限

第46条　当社は、日本原子力発電株式会社に対して、出資および債務保証をしない。

▼提案の理由

2012年以降、当社は日本原電からの電力供給をまったく受けていないが、昨年までに約1530億円もの電気料金を支払った。日本原電保有の敦賀原発２号機は直下に活断層があると指摘され、再稼働は見通せない。

東海第二原発は運転開始から40年を超えており、報道では安全対策費は約3000億円にものぼる。その東海第二のために東電をはじめ電力各社が出資、債務保証をし、当社も新たに200億円をこえる債務保証をするとの報道があった。東海第二の再稼働に必要な周辺自治体や住民の同意が得られることは困難で、訴訟リスクもあり、出資や債務保証は当社に重大な損失を与える。

当社は原発再稼働のための日本原電への出資や債務保証をしてはならない。同時に、日本原電との契約を見直し、年間約200億円以上にものぼる受電なき支払いをやめるべきである。そして、日本原電の業務態様を廃炉事業へ転換すべく株主である電力各社と協議に入るべきである。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。
日本原子力発電株式会社は、新規制基準への適合性審査対応をはじめとする再稼動に向けた取組みを行っているところであり、当社にとって供給力確保の観点で重要なパートナーであります。また、同社は、国内における原子力発電のパイオニアとして、原子力事業の発展に重要な役割を果たしてきており、近年は原子力発電所の廃止措置や使用済燃料の中間貯蔵に関する先駆的な取組みを進め、当社をはじめ全ての原子力事業者にとって有用な知見やノウハウを蓄積しております。
当社は、当社の事業運営における同社の重要性などを総合的に評価し、同社に対し、必要かつ適切な範囲で出資および債務保証を実施しております。

第15号議案　定款一部変更の件(4)

▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

第10章　再処理の禁止

第47条　当社は再処理をせず、プルトニウムを利用しない。

▼提案の理由

日本の高速増殖炉もんじゅは廃炉が決定し、仏国のアストリッド高速炉は2019年で予算打ち切りと報道された。英国は2018年にソープ再処理工場を閉鎖し、米国は2018年にMOX燃料の利用を中止した。

日本は47tのプルトニウムを所有、これは原爆５千発分に相当する。それでも核燃料サイクル計画を放棄しない日本は、国際社会から「核武装を考えているのではないか」と疑惑の目でみられている。このため政府は昨年７月のエネルギー基本計画に「プルトニウムの削減に取り組む」と明記した。全国各地の原発でMOX燃料を燃やし、プルトニウムを消費する計画だが、MOX燃料はコストも高く、危険で、使用済核燃料の行き場もない。

プルトニウムを削減するには再処理を止めるしかない。六ヶ所再処理工場にはすでに数兆円がつぎ込まれたが、放射性廃棄物を再処理せず、直接処分する方がコストも安く危険性もはるかに少ない。再処理の禁止を提案する。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

原子燃料サイクルについては、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」（54頁）に記載のとおり、資源の有効利用等の観点から、その推進が国の基本的方針とされており、引き続き、プルサーマルによるプルトニウムの有効利用などを進めてまいります。

第16号議案　定款一部変更の件(5)

▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

第11章　脱原子力

第48条　当社は原子力発電を稼働しない。

▼提案の理由

福島原発事故後の電力業界は、３つの変革（電力自由化、福島原発事故処理、再生エネルギー展開）の中で、経営主体性を次第に失っている。電力自由化とは、他の地域の顧客を奪い合うことではないはずだ。電力会社は電気の製造会社であり、製造業の主役は「現場」であるにも関わらず、新しい変革の制度設計は、現場を知らない官僚、外部識者により、バラバラに議論されており、制度の矛盾が発生している。当社は官僚らの言いなりにならず、総合的な視点で創造力溢れた指導力を発揮すべきである。原発の取扱いについても、エネルギー基本計画、原発再稼働・運営・廃棄物処理がバラバラに無責任に議論されている。経営判断として原発は明らかに合理性に欠けている。最多の原発を抱える当社は、電力会社の中でリーダーシップを取るべきである。勇気を持って脱原発を提案してほしい。電力会社に対する国民の信頼性を回復する鍵は、当社の勇気ある判断にかかっている。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社は、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」（54頁）に記載のとおり、原子力発電については、安全確保を大前提に、引き続き活用してまいります。

第17号議案　定款一部変更の件(6)

▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

第12章　原子力発電所老朽化対策検討委員会

第49条　当社は原子力発電所の老朽化対策の検討委員会を設置し、稼働40年を超える原発は運転しない。

▼提案の理由

当社は美浜３号、高浜１号、２号の再稼働を計画しているが、この３基については運転開始から40年以上経過しており、再稼働させるべきではない。これらの原発は半世紀近くも前の設計技術を基礎としており、安全対策でも最新の技術より劣っている。また、40年に亘って放射線を浴び続けている圧力容器やその他の機器は劣化している。加えて新規制基準では機器をつなぐケーブルは、難燃性でなければいけないとされているが、防火シートで覆うことで良しとしている箇所がある。もし災害時に防火シートが破損すれば、ケーブルに引火して延焼する。更に、この３基が稼働すると、電力供給が過剰になり、原子力による発電が優先され、再生可能エネルギーによる発電への出力抑制が行われる恐れがある。運転開始40年を超える原発は廃炉にし、老朽原発の安全対策のための資金は、再生可能エネルギーの促進のために振り替えるべきである。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社は、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」（54頁）に記載のとおり、原子力発電については、安全確保を大前提に、引き続き活用してまいります。

高浜発電所１、２号機および美浜発電所３号機については、新規制基準への適合が確認されているとともに、特別点検や劣化評価により、60年までの運転期間延長認可をいただいており、原子力規制委員会により安全性が確認されております。引き続き、安全最優先で安全性向上対策工事を進め、立地地域のみなさまのご理解を賜わりながら、早期の再稼動を進めてまいります。

〈株主（２名）からのご提案（第18号議案から第21号議案まで）〉

第18号議案から第21号議案までは、株主（２名）からのご提案によるものであります。なお、提案株主（２名）の議決権の数は、724,793個であります。

第18号議案　定款一部変更の件(1)

▼提案の内容

「第１章　総則」に以下の条文を追加する。

（経営の透明性の確保）

第５条の２　本会社は、可能な限り経営及び事業に関する情報開示をすることなどにより、需要家の信頼及び経営の透明性を確保する。

▼提案の理由

電力事業は、その公益性に鑑み、需要家の信頼と経営の透明性を確保することが必要であり、経営及び事業に関する最大限の情報開示を行う必要がある。同時に、政治家及び政治的団体等への寄付等の便益供与や、例えば「原子力規制委員会」等に携わる研究者等に対する寄付等については一切行わないとともに、あわせて競争入札による調達価格の適正化に努めることを会社の方針として明確に示すことが必要である。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社は、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」（54頁）に記載のとおり、「関西電力グループＣＳＲ行動憲章」において、「透明性の高い開かれた事業活動」をＣＳＲ行動原則の一つとして掲げ、記者発表やホームページ・ＳＮＳの活用などを通じて積極的に情報発信するとともに、地域や社会のみなさまとの双方向のコミュニケーションの展開に努めております。

したがいまして、あらためて本提案のような規定を定款に設ける必要はないと考えます。

第19号議案　定款一部変更の件(2)

▼提案の内容

「第４章　取締役及び取締役会」に以下の条文を追加する。

（取締役の報酬の開示）

第31条の３　取締役の報酬に関する情報は個別に開示する。

▼提案の理由

関西電力が、脱原子力発電と安全性の確保、発送電分離や再生可能エネルギーなどの大規模導入、天然ガス火力発電所の新増設といった事業形態の革新に向けて現在の経営方針を大転換していくためには、安易な電気料金の値上げに繋がらないよう徹底したコスト削減を図ることはもとより、経営の透明性を一層高めることが必要である。

電気料金に関しては、過去２回にわたり、８府県と４指定都市から構成される関西広域連合から、電気料金の値上げに対し申し入れを実施しているが、前回の値下げによっても値上げ前の電気料金には、まだ戻ったとは言えない。

また、平成29年度における本提案は、株主からの提案の中で最も高い約４割の賛成を得ており、株主のコストに対する意識は高いと思われる。

こうした状況も踏まえて、需要家へのコストに関する説明責任をしっかりと果たすべきであり、取締役の報酬に関する情報を個別に開示すべきである。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

取締役の報酬については、株主総会の決議に基づき、独立社外取締役が過半数を占める人事・報酬等諮問委員会の適切な関与・助言を得たうえで、取締役会において決定しております。

当社としては、経営に係るコストとして取締役に支給される報酬の総額を開示することが株主のみなさまにとって重要であると考えており、事業報告において基本報酬、当社の業績を反映した業績連動報酬および株式報酬という区分ごとに報酬の総額を開示しております。

このような取扱いは、適法かつ一般的なものと考えております。

第20号議案　定款一部変更の件(3)

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第13章　脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新
（代替電源の確保）
第50条　本会社は、原子力発電の代替電源として、再生可能エネルギーなどの飛躍的な導入による自立分散型電源の活用や環境性能に優れた高効率の天然ガス火力発電所の新増設など、多様なエネルギー源を導入し、新たな発電事業を積極的に推進することにより、低廉で安定した電力供給の役割を担う。

▼提案の理由

脱原発に向けて原子力発電所を廃止するために、当面の対策として、電力需要抑制に向けた取組みの強化や他の電力会社からの電力融通などに加え、関西以外のＩＰＰ・コジェネ買取を含むＭ＆Ａの強化や環境性能に優れた高効率の天然ガス火力発電所の新増設等により供給力確保に最大限努めるとともに、再生可能エネルギーの飛躍的な導入など多様なエネルギー源の導入を図るべきである。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社は、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」（54頁）に記載のとおり、原子力発電については、安全確保を大前提に、引き続き活用するとともに、再生可能エネルギーの開発・活用を積極的に推進してまいります。あわせて、火力発電を最適に組み合わせることで、「エネルギーセキュリティの確保」、「経済性」および「地球環境問題への対応」を達成する電源のベストミックスを目指してまいります。

第21号議案　定款一部変更の件(4)

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第13章　脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新
（事業形態の革新）
第51条　本会社は、電気事業を営むにあたって、多様な主体の自由・公正な競争により、原子力に代わる多様なエネルギー源の導入を促進し、供給力の向上と電気料金の安定化を図るため、必要な法制度の整備を国に要請し、可及的速やかに発電部門もしくは送配電部門の売却等適切な措置を講ずる。

▼提案の理由

脱原発の推進には、自由・公正な競争により多様なエネルギー源の導入を促進し、供給力の向上と電気料金の安定化を図る必要がある。このため発電部門もしくは送配電部門の分離を速やかに進めるべきである。

関西電力も、近年深刻化する災害等にも対応し、電力の安定供給を行うことが使命である一般送配電事業については、送配電部門の子会社化による法的分離を見据えた組織改正を実施しているが、最終的には所有分離により中立的な系統運用を行う事業主体として確立させるなど、発送電分離に向けた事業形態の革新に取り組み、より中立的な送配電事業の強化を図るべきである。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社は、真にお客さまおよび株主のみなさまの利益につながる最適な電力システムの実現に向け、国等の検討に積極的に協力していくことに加え、この改革を実効的なものとするためには、技術的課題への対応や原子力をはじめとする事業環境の整備が必要と考えており、その検証と必要な措置を国等に対して引き続き求めていくとともに、これらの課題解決に取り組んでまいります。

また、送配電事業については、中立性の一層の確保などを目的とする法の要請に応えるため、2020年４月に分社化することとしております。発電部門または送配電部門の売却等は行わず、引き続きバランスの取れた事業ポートフォリオを構築することでグループ全体の企業価値の最大化につなげてまいります。

〈株主（１名）からのご提案（第22号議案から第25号議案まで）〉

第22号議案から第25号議案までは、株主（１名）からのご提案によるものであります。なお、提案株主（１名）の議決権の数は、682,868個であります。

第22号議案　定款一部変更の件⑴

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第13章　脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

（脱原発と安全性の確保）

第52条　本会社は、次の各号の要件を満たさない限り、原子力発電所を稼働しない。

⑴　論理的に想定されるあらゆる事象についての万全の安全対策

⑵　原子力発電所の事故発生時における賠償責任が本会社の負担能力を超えない制度の創設

⑶　使用済み核燃料の最終処分方法の確立

２　本会社は、脱原発社会の構築に貢献するため、可及的速やかに全ての原子力発電所を廃止する。

３　前項の規定により原子力発電所が廃止されるまでの間においては、他の電力会社からの電力融通や発電事業者からの電力調達により供給力の確保に努めるとともに、電力需要を厳密に予測し、真に需要が供給を上回ることが確実となる場合においてのみ、必要最低限の能力、期間について原子力発電所の安定的稼働を検討する。

▼提案の理由

原発に過酷事故が発生すると広範囲に回復不可能な甚大な被害が想定され株主利益を著しく棄損するだけでなく将来に過大な負担を残す恐れがあるため、今後、国民的議論を経て脱原発に向けた方針を確立すべきである。使用済核燃料の中間貯蔵施設の候補地が未だ決まらない厳しい状況を真摯に受け止め、関電は脱原発に向け速やかに原発を廃止すべきであり、供給計画も原発が稼働しない前提で定めるべきである。

電力需要抑制の取組みを強化し代替電源の確保に努めた上で必要最低限の範囲で原発を稼働させる場合も、万全の安全対策や有限責任の損害賠償制度、使用済核燃料の最終処分方法の確立等極めて厳格な稼働条件を設定すべきである。

また、関電は国民の不安を払拭するためにも、国に対して原発再稼働判断と実効性ある避難計画の策定等安全確保に係る責任体制の明確化を求めるとともに本提案を実行し十分な説明責任を果たすべきである。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。
当社は、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」（54頁）に記載のとおり、原子力発電については、安全確保を大前提に、引き続き活用してまいります。
原子力発電所の事故による賠償については、原子力損害賠償法および原子力損害賠償・廃炉等支援機構法等に基づいて、事業者間の相互扶助や国の支援が可能となるしくみが導入されております。なお、当社としては、国や事業者間の負担のあり方を一層明確化するための見直しを引き続き求めてまいります。
使用済燃料から発生する高レベル放射性廃棄物の最終処分については、国のエネルギー基本計画において、国が前面に立って取り組むという方針が示され、国において処分地選定に向けた検討が進められており、科学的特性マップが提示されたことを契機に全国各地で対話活動が進められております。当社としても、国および事業の実施主体である原子力発電環境整備機構（ＮＵＭＯ）と連携してまいります。

第23号議案　定款一部変更の件(2)

▼提案の内容
本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。
第13章　脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新
（安全文化の醸成）
第53条　本会社は、原子力発電に関する安全の確保について、日常的に個々の社員が真剣に考え、活発に議論することを通じて、その質をより高め続けることのできる職場風土の醸成を図る。

▼提案の理由
原子力発電に関する安全確保の最終的な要素は、職員一人一人が安全性について常に自ら問い、疑問を公式、非公式に拘わらずどのような場でも臆せず議論できる健全な職場環境であるが、こうした職場環境を醸成することは経営者の責任であることから、こうした内容を定款に規定することにより、経営者の努力義務を明らかにすべきである。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。
当社は、2004年８月の美浜発電所３号機事故をはじめとする事故・災害の教訓を踏まえて、安全は全ての事業活動の根幹であるとともに、社会から信頼を賜わる源であると考え、経営の最優先課題として掲げ、一人ひとりがそれぞれの職場において安全最優先の行動を徹底し、安全文化の醸成に取り組んでおります。
さらに、東京電力福島第一原子力発電所の事故から得た教訓を踏まえ、2014年８月に将来世代まで引き継いでいく原子力安全に係る理念を社内規程として明文化し、これをもとに原子力安全に関する取組みを実践し、安全文化の発展に努めております。
したがいまして、あらためて本提案のような規定を定款に設ける必要はないと考えます。

第24号議案　定款一部変更の件(3)

▼提案の内容

「第１章　総則」に以下の条文を追加する。

（再就職受入の制限）

第５条の３　取締役及び従業員等について、国等からの再就職の受け入れはこれを行わない。

▼提案の理由

電力事業は、その公益性に鑑み、需要家の信頼と経営の透明性を確保することが必要であり、取締役のみならず従業員等についても、国等の公務員の再就職受入や顧問等その他の名目での報酬支払いは行わないこととすべきである。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社は、経営環境や経営課題等から、当社の経営を担うにふさわしい取締役候補者を決定し、株主総会にてご承認いただいております。

また、従業員等についても、高度な専門性や知見が必要とされる分野において、求められる要件を個別具体的に設定したうえで、その要件を満たす人材を募集し、厳正なる選考のうえ、採用しております。

第25号議案　定款一部変更の件(4)

▼提案の内容

「第４章　取締役及び取締役会」第20条を以下の通り変更する。

（取締役の定員の削減及び過半数の社外取締役の登用）

第20条　本会社の取締役は10名以内とし、その過半数を社外取締役とする。

▼提案の理由

関電が脱原発と安全性確保、発送電分離、再生可能エネルギー等の大規模導入、天然ガス火力発電所の新増設といった事業形態の革新に向けて経営方針を大転換していくため、徹底したコスト削減と経営の機動性向上が必要である。

また、国の責任体制が明確でない中、原発は司法判断により稼働が左右される不安定な電源として大きな経営リスクを孕んでおり、より高度な経営判断が求められる状況であることから、取締役には直面する経営課題に精通した外部人材を積極的に登用すべきである。そして、経営の客観性及び透明性を高めるため取締役のうち社外取締役を過半数とし、経営監督機能向上のために指名委員会等設置会社への移行も視野に入れるべきである。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

取締役については、現下の経営課題に対処するとともに、監督機能を強化するために必要かつ適切な体制として、第４号議案として提案させていただいているとおり、４名の社外取締役候補者を含む13名の候補者からなる構成が最適であると考えております。

これら取締役候補者の指名については、より客観性・透明性を確保できるよう、独立社外取締役が過半数を占める人事・報酬等諮問委員会の適切な関与・助言を得たうえで、取締役会において決定しております。

〈株主（１名）からのご提案（第26号議案）〉

第26号議案は、株主（１名）からのご提案によるものであります。なお、提案株主（１名）の議決権の数は、41,925個であります。

第26号議案　定款一部変更の件

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第13章　脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

（脱原発依存と安全性の確保）

第54条　本会社は、原子力発電に依存しない、持続可能で安心安全な電力供給体制を可能な限り早期に構築する。

２　前項の規定による電力供給体制が構築されるまでの間において、原子力発電所を稼働する場合は、既設の火力発電所等の活用による必要な供給力の確保と電力需要の低減に努めるとともに、原子力発電所の安全性の確保と地域の住民の理解を得た上で、必要最低限の範囲で行うものとする。

▼提案の理由

平成23年３月11日に発生した東京電力福島第一原子力発電所の深刻な事故を踏まえれば、ひとたび原子力発電所で大事故が発生すれば、市民生活や経済活動への影響は過酷なものとなることは明らかであり、原子力発電に依存しない、持続可能で安心安全な電力供給体制を可能な限り早期に構築していく必要がある。第１項の規定による電力供給体制が構築されるまでの間において、原子力発電所を稼働する場合は、既設の火力発電所等の効率的な活用による必要な供給力の確保と電力需要の低減に努めるとともに、原子力規制委員会の規制基準を厳格に適用することはもとより、更なる原子力発電所の安全性の確保と地域の住民の理解を得た上で、必要最低限の範囲で行う必要がある。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社は、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」（54頁）に記載のとおり、原子力発電については、安全確保を大前提に、引き続き活用するとともに、再生可能エネルギーの開発・活用を積極的に推進してまいります。あわせて、火力発電を最適に組み合わせることで、「エネルギーセキュリティの確保」、「経済性」および「地球環境問題への対応」を達成する電源のベストミックスを目指してまいります。

以　上

議決権の行使についてのご案内

ご出席いただける場合の議決権の行使

株主総会にご出席いただける場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。また、当日は本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申しあげます。

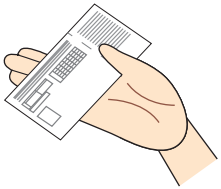

株主総会開催日時
2019年6月21日（金曜日）
午前10時

ご出席いただけない場合の議決権の行使

株主総会にご出席いただけない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら、31頁から68頁の「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

⑴ 書面による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

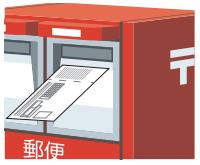

行使期限
2019年6月20日（木曜日）
午後5時30分到着分まで

⑵ インターネットによる議決権の行使

インターネットにより議決権を行使される場合は、次頁の「インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて」をご確認くださいますようお願い申しあげます。



行使期限
2019年6月20日（木曜日）
午後5時30分まで

詳細は次頁をご覧ください

代理人による議決権の行使

株主総会にご出席いただけない場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただくことができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

議決権の不統一行使

議決権の不統一行使は、他人のために株式を有する株主の方に限らせていただきますが、行使に当たっては、株主総会日の３日前までに、議決権の不統一行使を行う旨およびその理由を記載した書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

相反する議案の取扱い

第１号議案と第10号議案は相反する関係にあります。したがいまして、第１号議案および第10号議案のいずれにも賛成する旨の議決権の行使をされますと、第１号議案および第10号議案への議決権の行使は無効となりますので、ご注意いただきますようお願い申しあげます。

インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、ご行使くださいますようお願い申しあげます。

記

1．インターネットによる議決権の行使について

⑴ 議決権行使サイトのご案内

当社の指定する議決権行使サイト： https://evote.tr.mufg.jp/

（午前２時から午前５時までは、お取り扱いを休止いたします。）

⑵ インターネットによる議決権行使方法

ａ．パソコンまたは携帯電話をご利用の場合

議決権行使サイト（ https://evote.tr.mufg.jp/ ）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインＩＤ」および「仮パスワード」（注）をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ｂ．スマートフォンをご利用の場合

議決権行使書用紙に記載の「ログイン用ＱＲコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインＩＤ」および「仮パスワード」の入力が初回に限り不要です。）

※ＱＲコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

（注）株主さま以外の第三者による不正アクセス（いわゆる「なりすまし」）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには「仮パスワード」から新しいパスワードへの変更をお願いすることになります。

⑶ 議決権行使期限

2019年６月20日（木曜日）の午後５時30分まで受付させていただきます。

なお、議決権行使結果の集計の都合上、お早めにご行使くださいますようお願い申しあげます。

⑷ 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

ａ．書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合

到着日時を問わずインターネットによる行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。

ｂ．インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合

最後に行われた行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。

⑸ 議決権行使に関する注意事項

ａ．議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへのインターネット接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主さまのご負担となります。

ｂ．パソコン、携帯電話またはスマートフォンのインターネットのご利用環境によっては、議決権行使サイトをご利用いただけない場合があります。

システムに関するお問い合わせ
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
電話：0120-173-027（受付時間 9：00～21：00、通話料無料）

2．議決権電子行使プラットフォームについて

株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の株主さまは、当該プラットフォームにより議決権を行使することができます。

以　上

株主総会会場ご案内

開催場所が昨年と異なりますので、お間違いのないようお願い申しあげます。

会　　場　**大阪国際交流センター**

大阪市天王寺区上本町８丁目２番６号



交通のご案内

●近　　鉄：「大阪上本町」駅下車　⑭番出口　徒歩約８分

●Osaka Metro：

地下鉄　「谷町九丁目」駅（谷町線・千日前線）下車　⑤番出口または⑩番出口　徒歩約10分

「四天王寺前夕陽ケ丘」駅（谷町線）下車　①番出口または②番出口　徒歩約8分

バ　ス　「上本町八丁目」バス停　下車　徒歩約１分

※当日は駐車場、駐輪場はご用意しておりませんので、ご来場には公共交通機関をご利用ください。

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080
VEGETABLE OIL INK
UD FONT

法令および定款に基づくインターネット開示事項

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制およびその運用状況

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

（2018年４月１日から2019年３月31日まで）

関西電力株式会社

上記の事項につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより、株主のみなさまにご提供しております。

5．取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制およびその運用状況

⑴ 当該体制に関する取締役会の決議内容

当社は、事業運営の透明性・健全性を確保しつつ、持続的な企業価値の向上を実現するため、次のとおり、業務の適正を確保するための体制を定め、これを実効性の高いものとするべく、継続的な改善に努めるものとする。

a．取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、株主総会から経営の負託を受けた取締役会のもとに、常務会および各種委員会を置き、職務の執行を適正に行うとともに、監査役、監査役会および会計監査人を置き、職務の執行が適法・適正かつ妥当であることを、それぞれの立場から確認する体制をコーポレート・ガバナンスの基本とする。

取締役は、「経営理念」、「私たちの基本姿勢」、「関西電力グループビジョン」および「関西電力グループＣＳＲ行動憲章」等に定めた経営の基本的方向性や行動の規範に従って、自らの職務の執行を律し、率先してこれを実践する。

取締役会は、経営上の重要な事項について審議・決定するとともに、定期的に取締役の職務の執行状況等に関する報告を受け、取締役を監督する。

監査役は、取締役会などの重要な会議体に出席し、取締役から経営上の重要事項に関する説明を聴取するとともに、主要な事業所の業務および財産の状況を調査するなど、取締役の職務執行について適法性・妥当性の観点から監査を行う。

取締役会の監督機能および監査役会の監査機能をより強化するとともに、取締役の職務執行への助言を行うため、独立性を確保した社外取締役、社外監査役を、それぞれ複数名置く。

また、会計監査人は、会社から独立した立場で、計算書類等の適法かつ適正な作成の観点から会計監査を行う。

b．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役は、取締役会などの会議体における議事録および業務決定文書等の職務の執行に係る情報について、法令および社内規程に基づき、適正に作成し、保存、管理する。

c．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業活動に伴うリスクについては、社内規程に基づき、業務執行箇所が自律的に管理することを基本とし、組織横断的かつ重要なリスクについては、必要に応じてリスクの分野ごとに専門性を備えたリスク管理箇所を定め、業務執行箇所に対して、助言･指導を行う。

さらに、リスクを統括的に管理する委員会において、当社グループの事業活動に伴うリスクを適切なレベルに管理するよう努める。

d．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行については、社内規程において、職務権限と責任の所在および指揮命令系統を定めることにより、迅速かつ効率的な執行体制を確保する。

また、取締役会が決定した方針に基づく重要な業務の執行に関する事項について、役付取締役および役付執行役員により構成する常務会において、原則として毎週審議する。

e．使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役は、「経営理念」、「私たちの基本姿勢」、「関西電力グループビジョン」および「関西電力グループＣＳＲ行動憲章」等の経営の基本的方向性や行動の規範について、ＣＳＲおよびコンプライアンスに係る委員会等の活動を通じて、浸透、定着させ、遵守を求めることにより、使用人の職務の執行の法令等への適合を確保する。

また、使用人等から、コンプライアンス上疑義のある行為等について申し出を受け付ける内部通報制度を整備し、コンプライアンス相談窓口を置く。その運用に当たっては、通報者の秘密保護や不利な取扱いの排除等を確保する。

f．当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

取締役は、社内規程に基づき、子会社における自律的な管理体制の整備を支援、指導すること等により、当社および子会社から成る企業集団の業務の適正を確保する。

(a) 取締役は、子会社の取締役から定期的に経営状況その他の職務の執行に係る報告を受ける。

(b) 取締役は、子会社の事業活動に伴うリスクについて、子会社が自律的に管理することを基本としつつ、子会社のリスク管理を統括する箇所を定め、子会社の重要な決定への事前関与、経営状況の定期的な把握、リスク管理体制およびリスク管理状況の定期的な確認等を行い、グループ全体の企業価値の毀損を未然に防止し、またはこれを最小化するよう努める。

また、各子会社共通かつ重要なリスクについては、必要に応じて、当社にリスクの分野ごとに専門性を備えたリスク管理箇所を定め、子会社に対して、助言･指導を行うとともに、リスクを統括的に管理する委員会において、子会社の業務執行に伴うリスクを含め、当社グループの事業活動に伴うリスクを適切なレベルに管理するよう努める。

(c) 取締役は、子会社の取締役の職務の執行について、子会社の社内規程において職務権限と責任の所在および指揮命令系統を定めさせることにより、迅速かつ効率的な執行体制を確保させる。

(d) 取締役は、子会社に対して、「経営理念」、「私たちの基本姿勢」、「関西電力グループビジョン」および「関西電力グループＣＳＲ行動憲章」等の経営の基本的方向性や行動の規範について、ＣＳＲおよびコンプライアンスに係る委員会等の活動を通じて、浸透、定着させ、遵守を求めるとともに、適切な体制を整備させることにより、子会社の取締役および使用人の職務の執行の法令等への適合を確保させる。

また、子会社の取締役および使用人から、コンプライアンス上疑義のある行為等について通報を受け付ける内部通報制度を整備し、コンプライアンス相談窓口を置く。その運用に当たっては、通報者の秘密保護や不利な取扱いの排除等を確保するとともに、子会社の取締役および使用人に対して確保させる。

g．監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

取締役は、監査役の求めに応じて、監査役および監査役会の職務を補佐するために、監査実務、監査役会の運営等を担当する専任組織を設置し、必要な人員を配置する。

h．監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性の確保および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役および監査役会の職務を補佐する専任組織は、監査役直轄とする。また、当該組織の使用人は、監査役の指示に従うとともに、取締役の指揮命令を受けず、当社グループの業務の執行に係るいかなる職位の兼務も行わない。当該使用人の配置、異動、評価に当たっては、監査役の意向を尊重する。

i．監査役への報告に関する体制

取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役、使用人または子会社のこれらの者から報告を受けた者は、社内規程に基づき、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは直ちに監査役に報告するとともに、経営、業績に係る重要事項、社内外への開示事項、重要な法令違反等の事実等について、監査役に報告する。

j．監査役への報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役は、社内規程に基づき、前項の報告を監査役に行った者に対する不利な取扱いの排除等を確保し、また子会社に対して確保させる。

k．監査役の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

取締役は、社内規程に基づき、監査役の職務の執行について生じる費用または債務の処理等については、これを措置する。

l．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役および使用人は、社内規程に基づき、監査役による監査に協力するとともに、監査役の求める諸資料、情報について、遅滞なく提供することにより、監査の実効性を確保する。

m．業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況の確認に関する事項

取締役は、業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況に係る適正性・有効性等を定期的に監査するために内部監査組織を設置する。また、社外の有識者の参加も得た委員会を置き、公正かつ専門的な立場から内部監査の適正性・有効性について審議する。

⑵ **当該体制の運用状況の概要**

a．取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、株主総会から経営の負託を受けた取締役会のもとに、常務会および各種委員会を置き、職務の執行を適正に行っている。また、監査役、監査役会および会計監査人を置き、職務の執行が適正・適法かつ妥当であることを、それぞれの立場から確認している。

取締役は、常務会および各種会議体等において、経営の基本的方向性や行動の規範に従い職務を執行している。

取締役会は、2018年度中に12回開催し、経営上の重要な事項について審議・決定するとともに、定期的に取締役の職務の執行状況等に関する報告を受けることにより、取締役の職務の執行を監督している。

監査役は、取締役会などの重要な会議体に出席し、取締役から経営上の重要事項に関する説明を聴取するとともに、主要な事業所の業務および財産の状況を調査するなど、取締役の職務執行について適法性・妥当性の観点から監査を行っている。なお、独立性を確保した社外取締役３名、社外監査役４名を置き、取締役会の監督機能および監査役会の監査機能をより強化し、取締役の職務執行への助言を行っている。

また、会計監査人は、会社から独立した立場で、計算書類等の適法かつ適正な作成の観点から会計監査を行っている。

b．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役は、取締役会等の議事録、りん議書等の業務決定文書について、法令および社内規程に基づき、適正に作成、保存、管理している。

c．損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社は、事業活動に伴うリスクについて、各部門が自律的にリスクを評価して、必要な対策を実施し、部門横断的なリスクについては、リスクの分野ごとに専門性を備えたリスク管理箇所がリスク管理に係る方針、計画等を策定するとともに、業務執行箇所のリスク管理状況を把握、評価し、日常的な支援を行っている。

また、「関西電力グループリスク管理規程」および「リスク管理委員会規程」に基づき、リスク管理委員会を2018年度中に３回開催し、全社的な視点でリスク管理状況を把握、評価するとともに、取締役会・常務会に報告している。

d．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、会社の機構、業務分掌、職位およびそれらの運用に係る社内規程ならびに各職位の職責と権限に係る社内規程によって業務運営の責任体制を明確にするとともに、権限の配分、行使を適切な範囲で行い、効率的な体制を構築している。

また、当社は、2018年度中に常務会を40回、電力流通経営会議（2018年６月27日付で、送配電経営会議に名称を変更。）を１回開催し、全般的な業務執行方針、計画および重要な業務執行について審議するとともに、必要な報告などを行うことにより効率的な意思決定を行っている。

e．使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役は、「ＣＳＲ推進会議規程」に基づき、ＣＳＲ推進会議を2018年度中に４回開催し、ＣＳＲ活動計画の審議・策定を行い、それに基づき各組織において自律的な取組みを展開するとともに、毎年ＣＳＲの浸透状況について確認を行っている。

また、コンプライアンス委員会を2018年度中に２回開催し、グループ全体のコンプライアンスに関する総合的方策の策定やグループ全体のコンプライアンスに関する具体的方策の総合調整および実施の促進等を行っている。

コンプライアンス相談窓口において、コンプライアンス上疑義のある行為等について申し出を受け付けている。その運用に当たっては、通報者の秘密保護や不利な取扱いの排除等を確保している。

f．当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

取締役は、子会社の経営層と、定期的な会議を通して、子会社の経営状況等についてコミュニケーションを行うとともに、四半期ごとに決算実績について報告を受けている。

子会社の事業活動に伴うリスクについては、子会社の重要な決定への事前関与、経営状況の定期的な把握を行うとともに、子会社のリスク管理状況について確認し、リスク管理委員会で報告を受けている。また、専門性を備えたリスク分野ごとの管理箇所が、定期的に開催する会議等を通して、子会社に日常的な助言・指導を行っている。

子会社に対し、業務の適正確保に必要となるＣＳＲ、コンプライアンス、組織および権限に係る規程の整備状況を確認している。

コンプライアンス相談窓口において、子会社においてコンプライアンス上疑義のある行為等について申し出を受け付けている。その運用に当たっては、通報者の秘密保護や不利な取扱いの排除等を確保するとともに、子会社の取締役および使用人に対して確保させている。

g．監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

取締役は、執行部から独立した組織として監査役室を設置し、監査役室は、12名のスタッフにより監査計画に基づく監査実務、監査役会の運営等を実施している。

h．監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性の確保および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役直属の監査業務専任のスタッフについて、取締役の指揮命令を受けず、また、その評価・異動等は監査役の意向が尊重されているなど、取締役からの独立性を確保している。

i．監査役への報告に関する体制

当社は、「監査役監査の実効性確保に関する規程」に基づき、経営・業績に係る重要事項、社内外への開示事項等につき、監査役に報告を行っている。

j．監査役への報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、社内規程を整備し、不利な取扱いの排除を確保している。また、子会社の不利な取扱いの排除につき、全ての子会社において規程化されていることを確認している。

k．監査役の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査業務に必要な費用を確保している。

l．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、「監査役監査の実効性確保に関する規程」等の社内規程に基づき、監査役または監査役スタッフの監査に係る調査に協力している。

主要な委員会等については、委員会事務局が都度、常任監査役に開催案内を送付し、委員会等の資料・議事録の提供などを適切に行っている。常任監査役は、委員会に都度出席し、審議状況を聴取し、必要に応じて意見を述べている。

m．業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況の確認に関する事項

当社は、内部監査の専任組織として経営監査室を設置し、業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況に係る適正性・有効性等を監査しており、その結果については、半期ごとに、社外有識者３名を含む経営監査委員会の審議を経て、取締役会・常務会に報告している。

連結株主資本等変動計算書

2018年４月１日から
2019年３月31日まで

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高(百万円)	**489,320**	**66,725**	**904,806**	△ **96,504**	**1,364,347**
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△ 40,213		△ 40,213
親会社株主に帰属する当期純利益			115,077		115,077
自己株式の取得				△ 304	△ 304
自己株式の処分		—		2	1
利益剰余金から資本剰余金への振替		—	—		—
連結子会社の増資による持分の増減		—			—
連結子会社株式の取得による持分の増減		△ 69			△ 69
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計(百万円)	—	△ **68**	**74,863**	△ **302**	**74,492**
当連結会計年度末残高(百万円)	**489,320**	**66,656**	**979,669**	△ **96,806**	**1,438,839**

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高(百万円)	**91,135**	△ **3,369**	**11,016**	△ **9,041**	**89,740**	**18,709**	**1,472,797**
当連結会計年度変動額							
剰余金の配当							△ 40,213
親会社株主に帰属する当期純利益							115,077
自己株式の取得							△ 304
自己株式の処分							1
利益剰余金から資本剰余金への振替							—
連結子会社の増資による持分の増減							—
連結子会社株式の取得による持分の増減							△ 69
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	△ 8,197	△ 6,144	△ 2,000	2,007	△ 14,335	△ 7	△ 14,343
当連結会計年度変動額合計(百万円)	△ **8,197**	△ **6,144**	△ **2,000**	**2,007**	△ **14,335**	△ **7**	**60,148**
当連結会計年度末残高(百万円)	**82,937**	△ **9,514**	**9,015**	△ **7,034**	**75,404**	**18,702**	**1,532,946**

連　結　注　記　表

2018年４月１日から
2019年３月31日まで

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

⑴ 連結の範囲に関する事項

ａ．連結子会社

連結子会社の数　77社

主要な連結子会社の名称　㈱ケイ・オプティコム、㈱関電エネルギーソリューション、関電不動産開発㈱、㈱かんでんエンジニアリング、㈱日本ネットワークサポート、関電プラント㈱、㈱ニュージェック、㈱関電パワーテック、関電ファシリティーズ㈱、関電システムソリューションズ㈱、㈱環境総合テクノス、関電サービス㈱、㈱関電Ｌ＆Ａ、Kansai Electric Power Australia Pty Ltd

当連結会計年度中の新規設立により４社を、株式の取得により５社を、それぞれ新たに連結の範囲に含めている。また、当連結会計年度中の合併により１社を連結の範囲から除外している。

ｂ．主要な非連結子会社

Ｓ.O.W.アセットファイナンス弐号投資事業有限責任組合

非連結子会社は、その純資産および当期純損益の大部分が非支配株主に帰属すること、加えて、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結貸借対照表および連結損益計算書に重要な影響を及ぼさないことから、連結の範囲から除外している。

⑵ 持分法の適用に関する事項

ａ．持分法を適用した非連結子会社および関連会社

関連会社の数　４社

会社の名称　日本原燃㈱、㈱きんでん、㈱エネゲート、San Roque Power Corporation

ｂ．持分法を適用していない主要な非連結子会社および関連会社

日本原子力発電㈱

持分法を適用していない非連結子会社および関連会社は、それぞれ連結純損益および連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としてもその影響に重要性が乏しいことから、持分法の適用範囲から除外している。

⑶ 会計方針に関する事項

ａ．重要な資産の評価基準および評価方法

⑷ 有価証券

満期保有目的債券　償却原価法

その他有価証券　時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定している。）

時価のないもの

主として移動平均法による原価法

⑸ たな卸資産　主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。）

ｂ．重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産は主として定率法、無形固定資産は定額法によっている。

ｃ．その他連結計算書類の作成のための重要な事項

⑷ 原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する費用の計上方法

「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」（平成28年法律第40号　以下「改正法」という。）第４条第１項に規定する拠出金（改正法第２条第４項第１号に規定する再処理関連加工の業務に係る拠出金を除く。）の額を同条第２項に基づき原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて電気事業営業費用として計上している。

なお、再処理関連加工の業務に係る拠出金については、使用済燃料再処理関連加工仮勘定に計上している。

また、「電気事業会計規則の一部を改正する省令」（平成17年経済産業省令第92号）附則第２条に定める額（2005年度の使用済燃料再処理等引当金に係る引当金計上基準変更に伴い生じた差異）312,810百万円のうち、改正法施行時点における未認識額82,953百万円については、改正法附則第６条第１項に基づき、2019年度までの各連結会計年度において分割して納付し、「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（平成28年経済産業省令第94号）附則第４条に基づき、各連結会計年度に納付した金額を費用計上している。なお、当連結会計年度末における未認識の引当金計上基準変更に伴う差異は20,738百万円である。

⑸ 特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用化の方法

「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号　平成20年３月31日）を適用し、原子力発電設備のうち特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産（「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第30号　以下「解体省令」という。）第５条第３項ただし書の要引当額の相当額を含む。）については、解体省令の定める積立期間（運転を廃止した特定原子力発電施設に係る積立期間については、解体省令第５条第６項による経済産業大臣から通知を受けた期間）にわたり、定額法により費用化している。

なお、特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務は、原子力発電施設解体費の総見積額を基準として計上している。

⑹ 原子力廃止関連仮勘定の償却方法

原子力廃止関連仮勘定は、「電気事業法施行規則等の一部を改正する省令」（平成29年経済産業省令第77号）附則第４条および第６条の規定により、料金回収に応じて償却している。

⑷ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に充てるため、将来の退職給付見込額を基礎とした現価方式による退職給付債務の額（一部の連結子会社は年金資産の評価額を控除した額）を退職給付に係る負債に計上している。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっている。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として３年）による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として３年）による定額法（一部の連結子会社は定率法）により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度（一部の連結子会社は発生の当連結会計年度）から費用処理することとしている。

⑸ 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

⑹ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用している。

2. 表示方法の変更に関する注記

⑴ 連結貸借対照表関係

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）を当連結会計年度から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示している。

⑵ 連結損益計算書関係

前連結会計年度において、「その他の営業外収益」に含めていた「固定資産売却益」は、重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記している。

3. 連結貸借対照表に関する注記

⑴ 担保に供している資産および担保に係る債務

ａ．当社の財産は、社債および㈱日本政策投資銀行からの借入金の一般担保に供している。

社債	1,259,300百万円
㈱日本政策投資銀行からの借入金	329,595百万円

ｂ．連結子会社において担保に供している資産

その他の固定資産	21,394百万円
建設仮勘定及び除却仮勘定	5,094百万円
その他の投資等	414百万円
現金及び預金	2,595百万円
その他の流動資産	91百万円

上記資産を担保としている債務

社債	200百万円
長期借入金（１年以内に返済すべき金額を含む）	15,129百万円
支払手形及び買掛金	1,912百万円

ｃ．一部の連結子会社の出資会社における金融機関からの借入金等に対して担保に供している資産

その他の固定資産	37,789百万円
建設仮勘定及び除却仮勘定	340百万円
長期投資	19,963百万円
関係会社長期投資	64,893百万円
現金及び預金	699百万円
受取手形及び売掛金	221百万円
たな卸資産	205百万円
その他の流動資産	3,208百万円

⑵ 有形固定資産の減価償却累計額　12,105,235百万円

⑶ たな卸資産の内訳科目および金額

商品及び製品	3,614百万円
仕掛品	6,136百万円
原材料及び貯蔵品	84,521百万円
販売用不動産	69,664百万円

⑷ 保証債務

借入金等に対する保証債務

日本原燃㈱	164,582百万円
日本原子力発電㈱	41,652百万円
Ichthys LNG Pty Ltd	19,247百万円
Bluewaters Power Pty Ltd	15,934百万円
Rojana Power Co., Ltd.	696百万円
Moray East Holdings Limited	6,278百万円
提携住宅ローン利用顧客	9,224百万円

電力売買契約の履行に対する保証債務

PT Bhumi Jati Power	7,250百万円

燃料購入契約の履行に対する保証債務

エイブルエナジー（同）	3,360百万円

⑸ 会社法以外の法令の規定による引当金

渇水準備引当金

「電気事業法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第72号）附則第16条第３項の規定により、なおその効力を有するものとされる改正前の電気事業法（昭和39年法律第170号）第36条の規定により計上している。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

⑴ 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数 938,733,028株

⑵ 配当に関する事項

ａ．配当金支払額

2018年６月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議している。

配当金の総額	17,872百万円
１株当たり配当額	20円
基準日	2018年３月31日
効力発生日	2018年６月28日

2018年10月26日開催の取締役会において、次のとおり決議している。

配当金の総額	22,340百万円
１株当たり配当額	25円
基準日	2018年９月30日
効力発生日	2018年11月30日

（注）配当金の総額には、役員報酬ＢＩＰ信託に係る信託口が保有する当社株式に対する配当金３百万円が含まれている。

ｂ．基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2019年６月21日開催の定時株主総会の議案として、次のとおり提案している。

配当金の総額	22,340百万円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	25円
基準日	2019年３月31日
効力発生日	2019年６月24日

（注）配当金の総額には、役員報酬ＢＩＰ信託に係る信託口が保有する当社株式に対する配当金３百万円が含まれている。

5. 金融商品に関する注記

⑴ 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、電気事業等を行うための設備投資や債務償還などに必要な資金を可能な限り自己資金にて賄い、不足する資金については主に社債や借入金によって資金調達を行い、短期的な運転資金をコマーシャル・ペーパー等により調達している。また、資金運用については短期的な預金等で実施している。

資金調達にあたっては、円貨建て及び固定金利のものを主としているが、一部については外貨建てもしくは変動金利のものを調達し、償還年限については、金融環境などを総合的に勘案し決定している。

また、有価証券及び投資有価証券については、主に電気事業の運営上必要な株式や譲渡性預金等を保有している。

デリバティブ取引については、リスクを回避するために利用しており、投機目的の取引は行っていない。

受取手形及び売掛金の大部分を占める電気料金債権は、毎月検針後、30日以内にほとんどが回収される。

有価証券及び投資有価証券のうち、株式については、事業運営上の必要性の観点に加え、時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を定期的に見直ししている。

支払手形及び買掛金は、ほとんど１年以内の支払期日である。また、その一部には、燃料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、原則として先物為替予約を利用して為替変動リスクをヘッジしている。

借入金のうち、変動金利の長期借入金の一部については、金利の変動リスクをヘッジするために、金利スワップ取引を利用している。

⑵ 金融商品の時価等に関する事項

2019年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりである。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
資産			
ａ．有価証券及び投資有価証券（＊１）	168,758	168,815	57
ｂ．現金及び預金	180,628	180,628	－
ｃ．受取手形及び売掛金	312,519	312,519	－
負債			
ｄ．社債（＊２）	1,259,782	1,270,754	10,972
ｅ．長期借入金（＊２）	2,177,593	2,212,573	34,979
ｆ．短期借入金	146,096	146,096	－
ｇ．コマーシャル・ペーパー	270,000	270,000	－
ｈ．支払手形及び買掛金	125,429	125,429	－
ｉ．デリバティブ取引（＊３）	△ 10,641	△ 10,641	－

（＊１）連結貸借対照表上「長期投資」および「その他の流動資産」に計上している。

（＊２）連結貸借対照表上「１年以内に期限到来の固定負債」に計上しているものを含めている。

（＊３）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務を純額で表示している。

（注１）金融商品の時価の算定方法に関する事項

ａ．有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっている。譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

ｂ．現金及び預金、並びにｃ．受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

d．社債
当社の発行する社債の時価は、市場価格によっている。
e．長期借入金
長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社グループの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっている。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定している。
なお、金利スワップの特例処理の対象とされた長期借入金（下記「ｉ．デリバティブ取引」参照）については、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定している。
f．短期借入金、g．コマーシャル・ペーパー、並びにh．支払手形及び買掛金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。
ｉ．デリバティブ取引
取引先金融機関から提示された価格によっている。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載している。（上記「e．長期借入金」参照）

（注２）非上場株式（連結貸借対照表計上額36,912百万円）、出資証券等（連結貸借対照表計上額25,410百万円）は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「ａ．有価証券及び投資有価証券」には含めていない。

6. １株当たり情報に関する注記

⑴ **１株当たり純資産額** 1,695円36銭

⑵ **１株当たり当期純利益** 128円83銭

（注１）１株当たり純資産額の算定上、役員報酬ＢＩＰ信託に係る信託口が保有する当社株式については、期末発行済株式総数の計算において控除する自己株式に含めている。なお、当連結会計年度末において役員報酬ＢＩＰ信託に係る信託口が保有する自己株式数は147,800株である。

（注２）１株当たり当期純利益の算定上、役員報酬ＢＩＰ信託に係る信託口が保有する当社株式については、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めている。なお、当連結会計年度において役員報酬ＢＩＰ信託に係る信託口が保有する期中平均自己株式数は98,533株である。

7. 重要な後発事象に関する注記

会社分割による一般送配電事業の分社化

当社は、2019年４月25日の取締役会決議により、2020年４月１日（予定）に当社が営む一般送配電事業を会社分割の方法によって「関西電力送配電株式会社」に承継させることとし、同日付で、承継会社との間で吸収分割契約を締結した（以下、この会社分割を「本件吸収分割」という。）。

本件吸収分割の効力発生については、2019年６月21日開催予定の第95回定時株主総会において関連議案が承認可決されること及び関係官庁等から事業の遂行に必要な許認可等が得られることが前提条件となる。

⑴ **本件吸収分割の背景・目的**

わが国のエネルギー政策において、エネルギーの安定供給とエネルギーコストの低減の観点から、「電力の安定供給の確保」、「電気料金の最大限の抑制」、「需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大」を目的とした電力システム改革が進められている。2020年４月には、その第３段階として、改正電気事業法が施行され、送配電部門の中立性を一層確保して更なる競争的な市場環境を実現することをねらいに、一般送配電事業と発電事業または小売電気事業の兼業が原則禁止となり、一般送配電事業の分社化（以下、「法的分離」という。）が求められている。

当社は、この法の要請に応えるため、本年４月１日、一般送配電事業及びこれに附帯する事業を担う事業主体として当社の100％子会社である関西電力送配電株式会社を設立し、2020年４月１日（予定）をもって、当該事業を吸収分割の方法により同社に承継させる吸収分割契約を、同社と締結した。

なお、発電事業及び小売電気事業については、保有する経営資源を時々の環境に応じて最適に活用できるよう、法的分離後も事業持株会社として一体となって推進し、お客さまや社会のみなさまに、より多様なエネルギーソリューションをお届けし、多くのみなさまからお選びいただくことで、グループ価値の最大化を図っていく。

当社は、法的分離に的確に対応するとともに、関西電力送配電株式会社を含め、引き続き安全・安定供給を全うし、事業環境の変化を乗り越え、変革を進めることで、グループ全体の持続的な成長を実現していく。

⑵ **本件吸収分割の要旨**

ａ．本件吸収分割の日程

吸収分割契約承認取締役会（当社）	2019年 4 月25日
吸収分割契約承認取締役決定（承継会社）	2019年 4 月25日
吸収分割契約締結	2019年 4 月25日
吸収分割契約承認定時株主総会	2019年 6 月21日
吸収分割契約承認臨時株主総会（承継会社）	2019年 6 月21日
吸収分割効力発生日	2020年 4 月 1 日

ｂ．本件吸収分割の方式
当社を吸収分割会社とし、当社の100％子会社である関西電力送配電株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割である。
ｃ．本件吸収分割に係る割当ての内容
本件吸収分割に際し、承継会社は、普通株式4,090万株を発行し、それらをすべて当社に対して割当て交付する。
ｄ．分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い
当社は新株予約権及び新株予約権付社債を発行していない。
ｅ．本件吸収分割により増減する資本金
当社の資本金に変更はない。
ｆ．承継会社が承継する権利義務
承継会社は、当社との間で締結した2019年４月25日付の吸収分割契約の定めに従い、当社が営む一般送配電事業及びそれに附帯する事業に関して有する権利義務を効力発生日に承継する。
なお、本件吸収分割による承継会社への債務の承継については、免責的債務引受の方法によるものとする。
また、当社の既存の公募社債に係る債務等については、承継会社に承継しない。

g．債務履行の見込み

当社及び承継会社ともに、本件吸収分割後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれること、現在のところ、本件吸収分割後に負担する債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は見込まれていないことから、本件吸収分割後における当社及び承継会社の債務の履行の見込みについては、問題ないと判断している。

⑶ 分割する事業部門の概要

a．分割する部門の事業内容

一般送配電事業及びそれに附帯する事業

b．分割する部門の経営成績（2019年３月期）

分割する部門の事業内容	分割対象事業の売上高 (a)	当社単体の売上高 (b)	比率 (a/b)
一般送配電事業及びそれに附帯する事業	192,841百万円	2,797,191百万円	6.9%

（注）外部売上高を記載している。

c．分割する資産、負債の項目及び金額（2019年３月31日現在）

資産		負債	
項目	金額	項目	金額
固定資産	2,330,228百万円	固定負債	187,866百万円
流動資産	38,413百万円	流動負債	133,425百万円
合計	2,368,641百万円	合計	321,292百万円

（注）上記の金額は、2019年３月31日現在の貸借対照表を基準に算出しているため、実際に承継される金額は、上記金額に効力発生日前日までの増減を加除した数値となる。

⑷ 本件吸収分割後の当社の状況（2020年４月１日現在（予定））

	分割会社
① 商号	関西電力株式会社
② 所在地	大阪府大阪市北区中之島３丁目６番16号
③ 代表者の役職・氏名	取締役社長　岩根　茂樹
④ 事業内容	電気事業　等
⑤ 資本金	489,320百万円
⑥ 決算期	３月31日

⑸ 本件吸収分割後の承継会社の状況（2020年４月１日現在（予定））

	承継会社
① 商号	関西電力送配電株式会社
② 所在地	大阪府大阪市北区中之島３丁目６番16号
③ 代表者の役職・氏名	取締役社長　土井　義宏
④ 事業内容	一般送配電事業　等
⑤ 資本金	40,000百万円
⑥ 決算期	３月31日

8. その他の注記

⑴ 原子力発電施設解体引当金に関する省令の改正

2018年４月１日に「原子力発電施設解体引当金に関する省令等の一部を改正する省令」（平成30年経済産業省令第17号　以下「改正省令」という。）が施行され、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第30号　以下「解体省令」という。）が改正された。

原子力発電設備のうち特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産については、解体省令により費用化している。従来、費用化期間については、運転期間に安全貯蔵期間を加えた期間としていたが、改正省令の施行に伴い、特定原子力発電施設の設置後初めて発電した日の属する月（以下「発電開始月」という。）から起算して40年を経過する月（「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年法律第166号）第43条の３の32第２項の規定による運転期間の延長があったときは、延長された期間の終了する日の属する月）までとなる。

また、特定原子力発電施設に係る原子炉の運転を廃止する場合の費用化期間については、発電開始月から解体省令第５条第１項の規定による総見積額の承認を受けた日の属する月までとなる。ただし、第５条第３項の規定による積立期間の延長に係る承認申請を行ったときは、廃止日の属する月から起算して10年を経過する月（改正省令の施行日の前日までに運転を廃止したときは、廃止日の属する月から起算して10年（廃止日が発電開始月から40年を経過している場合は、発電開始月から50年）を経過する月）までとなる。

これにより営業利益、当期経常利益および税金等調整前当期純利益は、それぞれ2,229百万円減少している。

なお、特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務の算定に用いる使用見込期間を従前の運転期間に安全貯蔵期間を加えた期間から運転期間に変更している。

これにより、資産除去債務および資産除去債務相当資産は、それぞれ45,512百万円増加している。

⑵ 取締役および執行役員に対する株式報酬制度

当社は、2018年６月27日開催の第94回定時株主総会の決議を経て、当社グループの中長期的な企業価値向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的に、当社の取締役（社外取締役および国内非居住者である者を除く。）および執行役員（国内非居住者である者を除く。取締役と併せて以下「取締役等」という。）を対象とした株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入している。

a．取引の概要

本制度は、役員報酬ＢＩＰ（Board Incentive Plan）信託（以下「信託口」という。）と称される仕組みを採用し、当社が拠出する取締役等の報酬額を原資として当社株式が信託口を通じて取得され、取締役等の役位に応じて当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭を取締役等に交付および給付する株式報酬制度である。

なお、本制度に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号　平成27年３月26日）に準じている。

b. 信託口に残存する自社の株式

信託口に残存する当社株式を、信託口における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上している。

当該自己株式の帳簿価額および株式数は、当連結会計年度末において234百万円、147,800株である。

⑶ **特別損失の計上**

a．災害による損失

災害による損失には平成30年台風第21号による財産偶発損（滅失資産の簿価相当額）および災害特別損失（被害を受けた設備の復旧工事等に要する費用）を計上している。

財産偶発損の内訳は災害復旧費用引当金繰入額17百万円、財産偶発損発生額３百万円である。

災害特別損失の内訳は災害復旧費用引当金繰入額2,086百万円、設備復旧費用等発生額10,720百万円である。

b．関係会社投資損失

関係会社投資損失には国際事業の投資案件における損失を計上している。

株主資本等変動計算書

2018年４月１日から
2019年３月31日まで

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金			
					海外投資等損失準備金	繰越利益剰余金		
当事業年度期首残高(百万円)	**489,320**	**67,031**	**－**	**36,708**	**62**	**381,478**	**△ 96,387**	**878,213**
当事業年度変動額								
海外投資等損失準備金の取崩					△ 18	18		－
剰余金の配当				4,021		△ 44,234		△ 40,213
当期純利益						87,435		87,435
自己株式の取得							△ 304	△ 304
自己株式の処分			－				2	1
利益剰余金から資本剰余金への振替			－			－		－
株主資本以外の項目の当事業年度変動額(純額)								
当事業年度変動額合計(百万円)	**－**	**－**	**－**	**4,021**	**△ 18**	**43,218**	**△ 302**	**46,918**
当事業年度末残高(百万円)	**489,320**	**67,031**	**－**	**40,729**	**43**	**424,696**	**△ 96,689**	**925,132**

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当事業年度期首残高(百万円)	**57,569**	**△ 1,840**	**55,728**	**933,942**
当事業年度変動額				
海外投資等損失準備金の取崩				－
剰余金の配当				△ 40,213
当期純利益				87,435
自己株式の取得				△ 304
自己株式の処分				1
利益剰余金から資本剰余金への振替				－
株主資本以外の項目の当事業年度変動額(純額)	△ 7,092	1,329	△ 5,763	△ 5,763
当事業年度変動額合計(百万円)	**△ 7,092**	**1,329**	**△ 5,763**	**41,155**
当事業年度末残高(百万円)	**50,476**	**△ 510**	**49,965**	**975,097**

個　別　注　記　表

2018年４月１日から
2019年３月31日まで

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴ 資産の評価基準および評価方法

ａ．有価証券

子会社株式および関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している。） 時価のないもの 移動平均法による原価法

ｂ．たな卸資産

貯蔵品（石炭、燃料油、ガスおよび一般貯蔵品）	総平均法（一部は移動平均法）による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。）
貯蔵品（特殊品）	個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。）

⑵ 固定資産の減価償却の方法

ａ．有形固定資産	法人税法に規定する方法と同一の基準に基づく定率法
ｂ．無形固定資産	法人税法に規定する方法と同一の基準に基づく定額法

⑶ 引当金の計上基準

ａ．退職給付引当金

退職給付に充てるため、将来の退職給付見込額を基礎とした現価方式による額を計上している。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっている。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（３年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしている。

ｂ．災害復旧費用引当金

平成30年台風第21号により被害を受けた資産の復旧に要する費用の見積額を計上している。

⑷ その他貸借対照表等の作成のための基本となる重要な事項

ａ．原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する費用の計上方法

「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」（平成28年法律第40号　以下「改正法」という。）第４条第１項に規定する拠出金（改正法第２条第４項第１号に規定する再処理関連加工の業務に係る拠出金を除く。）の額を同条第２項に基づき原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて使用済燃料再処理等拠出金費として計上している。

なお、再処理関連加工の業務に係る拠出金については、使用済燃料再処理関連加工仮勘定に計上している。

また、「電気事業会計規則の一部を改正する省令」（平成17年経済産業省令第92号）附則第２条に定める額（2005年度の使用済燃料再処理等引当金に係る引当金計上基準変更に伴い生じた差異）312,810百万円のうち、改正法施行時点における未認識額82,953百万円については、改正法附則第６条第１項に基づき、2019年度までの各事業年度において分割して納付し、「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（平成28年経済産業省令第94号）附則第４条に基づき、各事業年度に納付した金額を費用計上している。なお、当事業年度末における未認識の引当金計上基準変更に伴う差異は20,738百万円である。

ｂ．特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用化の方法

「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号　平成20年３月31日）を適用し、原子力発電設備のうち特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産（「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第30号　以下「解体省令」という。）第５条第３項ただし書の要引当額の相当額を含む。）については、解体省令の定める積立期間（運転を廃止した特定原子力発電施設に係る積立期間については、解体省令第５条第６項による経済産業大臣から通知を受けた期間）にわたり、定額法により費用化している。

なお、特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務は、原子力発電施設解体費の総見積額を基準として計上している。

ｃ．原子力廃止関連仮勘定の償却方法

原子力廃止関連仮勘定は、「電気事業法施行規則等の一部を改正する省令」（平成29年経済産業省令第77号）附則第４条および第６条の規定により、料金回収に応じて償却している。

ｄ．退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっている。

ｅ．消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

ｆ．連結納税制度の適用

連結納税制度を適用している。

⑸ 表示方法の変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）を当事業年度から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示している。

2. 貸借対照表に関する注記

⑴ 担保に供している資産および担保に係る債務

会社の財産は、社債および㈱日本政策投資銀行からの借入金の一般担保に供している。

社債	1,260,000百万円
㈱日本政策投資銀行からの借入金	329,595百万円

⑵ 有形固定資産の減価償却累計額　11,119,407百万円

⑶ **保証債務**

借入金等に対する保証債務

日本原燃㈱	164,582百万円
日本原子力発電㈱	41,652百万円
Kansai Electric Power Ichthys E&P Pty Ltd	39,942百万円
Ichthys LNG Pty Ltd	19,247百万円
Bluewaters Power Pty Ltd	15,934百万円
LNG SAKURA Shipping Corporation	15,360百万円
LNG FUKUROKUJU Shipping Corporation	8,196百万円
LNG JUROJIN Shipping Corporation	7,934百万円
Moray East Holdings Limited	6,278百万円
LNG EBISU Shipping Corporation	2,585百万円
Kansai Sojitz Enrichment Investing S.A.S.	2,570百万円
関西電子ビーム㈱	1,151百万円
Rojana Power Co., Ltd.	696百万円

電力売買契約の履行に対する保証債務

PT Bhumi Jati Power	7,250百万円

燃料購入契約の履行に対する保証債務

エイブルエナジー（同）	3,360百万円

⑷ **関係会社に対する金銭債権および金銭債務**

長期金銭債権	356,931百万円
短期金銭債権	37,300百万円
長期金銭債務	72,115百万円
短期金銭債務	213,768百万円

⑸ **附帯事業に係る固定資産の金額**

蒸気供給事業	専用固定資産	32百万円
	他事業との共用固定資産の配賦額	26百万円
	合計額	58百万円
ガス供給事業	専用固定資産	5,810百万円
	他事業との共用固定資産の配賦額	685百万円
	合計額	6,496百万円

⑹ **会社法以外の法令の規定による引当金**

渇水準備引当金

「電気事業法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第72号）附則第16条第３項の規定により、なおその効力を有するものとされる改正前の電気事業法（昭和39年法律第170号）第36条の規定により計上している。

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引高	費用	273,740百万円	収益	37,258百万円
営業取引以外の取引高		6,305百万円		

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数　45,275,986株

（注）当事業年度末の自己株式数には、役員報酬ＢＩＰ信託に係る信託口が保有する当社株式147,800株が含まれている。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	93,473百万円
繰越欠損金	87,347百万円
減価償却超過額	76,489百万円
資産除去債務	56,971百万円
その他	132,352百万円
繰延税金資産小計	446,635百万円
評価性引当額	△84,739百万円
繰延税金資産合計	361,896百万円
繰延税金負債	
原子力廃止関連仮勘定	△20,414百万円
その他有価証券評価差額金	△18,280百万円
資産除去債務相当資産	△12,705百万円
海外投資等損失準備金	△16百万円
繰延税金負債合計	△51,417百万円
繰延税金資産の純額	310,478百万円

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社および関連会社等

属　性	会社等の名　称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内　容	取引金額（百万円）	科　目	期末残高（百万円）
子会社	関電不動産開発㈱	所有 直接100.0%	資金の貸借	資金の貸付（注１）	62,000	関係会社長期投資	206,300
				貸付金の回収（注１）	4,000		
関連会社	日本原燃㈱	所有 直接 16.6%	ウランの濃縮、廃棄物の埋設を委託	債務保証（注２）	164,582	－	－

取引条件および取引条件の決定方針等

（注１）関電不動産開発㈱に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定している。

（注２）日本原燃㈱に対する債務保証については、金融機関からの借入金に対して保証している。

7. １株当たり情報に関する注記

⑴ １株当たり純資産額 1,091円38銭

⑵ １株当たり当期純利益 97円85銭

（注１）１株当たり純資産額の算定上、役員報酬ＢＩＰ信託に係る信託口が保有する当社株式については、期末発行済株式総数の計算において控除する自己株式に含めている。なお、当事業年度末において役員報酬ＢＩＰ信託に係る信託口が保有する自己株式数は147,800株である。

（注２）１株当たり当期純利益の算定上、役員報酬ＢＩＰ信託に係る信託口が保有する当社株式については、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めている。なお、当事業年度において役員報酬ＢＩＰ信託に係る信託口が保有する期中平均自己株式数は98,533株である。

8. 重要な後発事象に関する注記

会社分割による一般送配電事業の分社化

当社は、2019年４月25日の取締役会決議により、2020年４月１日（予定）に当社が営む一般送配電事業を会社分割の方法によって「関西電力送配電株式会社」に承継させることとし、同日付で、承継会社との間で吸収分割契約を締結した（以下、この会社分割を「本件吸収分割」という。）。

本件吸収分割の効力発生については、2019年６月21日開催予定の第95回定時株主総会において関連議案が承認可決されること及び関係官庁等から事業の遂行に必要な許認可等が得られることが前提条件となる。

⑴ 本件吸収分割の背景・目的

わが国のエネルギー政策において、エネルギーの安定供給とエネルギーコストの低減の観点から、「電力の安定供給の確保」、「電気料金の最大限の抑制」、「需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大」を目的とした電力システム改革が進められている。2020年４月には、その第３段階として、改正電気事業法が施行され、送配電部門の中立性を一層確保して更なる競争的な市場環境を実現することをねらいに、一般送配電事業と発電事業または小売電気事業の兼業が原則禁止となり、一般送配電事業の分社化（以下、「法的分離」という。）が求められている。

当社は、この法の要請に応えるため、本年４月１日、一般送配電事業及びこれに附帯する事業を担う事業主体として当社の100％子会社である関西電力送配電株式会社を設立し、2020年４月１日（予定）をもって、当該事業を吸収分割の方法により同社に承継させる吸収分割契約を、同社と締結した。

なお、発電事業及び小売電気事業については、保有する経営資源を時々の環境に応じて最適に活用できるよう、法的分離後も事業持株会社として一体となって推進し、お客さまや社会のみなさまに、より多様なエネルギーソリューションをお届けし、多くのみなさまからお選びいただくことで、グループ価値の最大化を図っていく。

当社は、法的分離に的確に対応するとともに、関西電力送配電株式会社を含め、引き続き安全・安定供給を全うし、事業環境の変化を乗り越え、変革を進めることで、グループ全体の持続的な成長を実現していく。

⑵ 本件吸収分割の要旨

ａ．本件吸収分割の日程

吸収分割契約承認取締役会（当社）	2019年４月25日
吸収分割契約承認取締役決定（承継会社）	2019年４月25日
吸収分割契約締結	2019年４月25日
吸収分割契約承認定時株主総会	2019年６月21日
吸収分割契約承認臨時株主総会（承継会社）	2019年６月21日
吸収分割効力発生日	2020年４月１日

ｂ．本件吸収分割の方式

当社を吸収分割会社とし、当社の100％子会社である関西電力送配電株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割である。

ｃ．本件吸収分割に係る割当ての内容

本件吸収分割に際し、承継会社は、普通株式4,090万株を発行し、それらをすべて当社に対して割当て交付する。

ｄ．分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は新株予約権及び新株予約権付社債を発行していない。

ｅ．本件吸収分割により増減する資本金

当社の資本金に変更はない。

ｆ．承継会社が承継する権利義務

承継会社は、当社との間で締結した2019年４月25日付の吸収分割契約の定めに従い、当社が営む一般送配電事業及びそれに附帯する事業に関して有する権利義務を効力発生日に承継する。

なお、本件吸収分割による承継会社への債務の承継については、免責的債務引受の方法によるものとする。

また、当社の既存の公募社債に係る債務等については、承継会社に承継しない。

ｇ．債務履行の見込み

当社及び承継会社ともに、本件吸収分割後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれること、現在のところ、本件吸収分割後に負担する債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は見込まれていないことから、本件吸収分割後における当社及び承継会社の債務の履行の見込みについては、問題ないと判断している。

⑶ 分割する事業部門の概要

ａ．分割する部門の事業内容

一般送配電事業及びそれに附帯する事業

ｂ．分割する部門の経営成績（2019年３月期）

分割する部門の事業内容	分割対象事業の売上高 (a)	当社単体の売上高 (b)	比率 (a/b)
一般送配電事業及びそれに附帯する事業	192,841百万円	2,797,191百万円	6.9%

（注）外部売上高を記載している。

ｃ．分割する資産、負債の項目及び金額（2019年３月31日現在）

資産		負債	
項目	金額	項目	金額
固定資産	2,330,228百万円	固定負債	187,866百万円
流動資産	38,413百万円	流動負債	133,425百万円
合計	2,368,641百万円	合計	321,292百万円

（注）上記の金額は、2019年３月31日現在の貸借対照表を基準に算出しているため、実際に承継される金額は、上記金額に効力発生日前日までの増減を加除した数値となる。

⑷ **本件吸収分割後の当社の状況（2020年４月１日現在（予定））**

	分割会社
① 商号	関西電力株式会社
② 所在地	大阪府大阪市北区中之島３丁目６番16号
③ 代表者の役職・氏名	取締役社長　岩根　茂樹
④ 事業内容	電気事業　等
⑤ 資本金	489,320百万円
⑥ 決算期	３月31日

⑸ **本件吸収分割後の承継会社の状況（2020年４月１日現在（予定））**

	承継会社
① 商号	関西電力送配電株式会社
② 所在地	大阪府大阪市北区中之島３丁目６番16号
③ 代表者の役職・氏名	取締役社長　土井　義宏
④ 事業内容	一般送配電事業　等
⑤ 資本金	40,000百万円
⑥ 決算期	３月31日

9. その他の注記

⑴ **電気事業会計規則の改正**

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表は、電気事業会計規則が改正されたため、改正後の電気事業会計規則により作成している。

⑵ **原子力発電施設解体引当金に関する省令の改正**

2018年４月１日に「原子力発電施設解体引当金に関する省令等の一部を改正する省令」（平成30年経済産業省令第17号　以下「改正省令」という。）が施行され、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第30号　以下「解体省令」という。）が改正された。

原子力発電設備のうち特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産については、解体省令により費用化している。従来、費用化期間については、運転期間に安全貯蔵期間を加えた期間としていたが、改正省令の施行に伴い、特定原子力発電施設の設置後初めて発電した日の属する月（以下「発電開始月」という。）から起算して40年を経過する月（「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年法律第166号）第43条の３の32第２項の規定による運転期間の延長があったときは、延長された期間の終了する日の属する月）までとなる。

また、特定原子力発電施設に係る原子炉の運転を廃止する場合の費用化期間については、発電開始月から解体省令第５条第１項の規定による総見積額の承認を受けた日の属する月までとなる。ただし、第５条第３項の規定による積立期間の延長に係る承認申請を行ったときは、廃止日の属する月から起算して10年を経過する月（改正省令の施行日の前日までに運転を廃止したときは、廃止日の属する月から起算して10年（廃止日が発電開始月から40年を経過している場合は、発電開始月から50年）を経過する月）までとなる。

これにより営業利益、当期経常利益および税引前当期純利益は、それぞれ2,229百万円減少している。

なお、特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務の算定に用いる使用見込期間を従前の運転期間に安全貯蔵期間を加えた期間から運転期間に変更している。

これにより、資産除去債務および資産除去債務相当資産は、それぞれ45,512百万円増加している。

⑶ **取締役および執行役員に対する株式報酬制度**

取締役および執行役員に対する株式報酬制度については、連結計算書類の連結注記表（8.その他の注記）に記載している。

⑷ **企業結合等関係**

共通支配下の取引等

当社は、2018年７月27日開催の取締役会において、当社の連結子会社である関電ビジネスサポート株式会社を吸収合併することを決議し、2018年10月１日に吸収合併を実施した。

ａ．取引の概要

(a) 結合当事企業の名称及び当該事業の内容

（結合企業）

結合企業の名称　　関西電力株式会社

事業の内容　　電気事業、熱供給事業、電気通信事業、ガス供給事業　等

（被結合企業）

被結合企業の名称　関電ビジネスサポート株式会社

事業の内容　　金銭の貸付、支払手続代行業務

総資産　　226,596百万円

負債　　226,235百万円

純資産　　360百万円

(b) 企業結合日

2018年10月１日

(c) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、関電ビジネスサポート株式会社は解散した。

(d) 結合後企業の名称

関西電力株式会社

(e) 取引の目的

関電ビジネスサポート株式会社は、関西電力グループにおけるグループ内資金融通サービスの提供等により経営資源の有効活用を行っていたが、今般、経営資源の更なる集約と効率的な業務運営を図ることを目的として、同社を吸収合併することとした。

ｂ．実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　平成25年９月13日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行った。

⑸ **特別損失の計上**

財産偶発損には平成30年台風第21号による滅失資産の簿価相当額を計上しており、内訳は災害復旧費用引当金繰入額17百万円、財産偶発損発生額３百万円である。

災害特別損失には同台風により被害を受けた設備の復旧工事等に要する費用を計上しており、内訳は災害復旧費用引当金繰入額1,284百万円、設備復旧費用等発生額8,975百万円である。